

# 資料 1

令和 3 年 3 月 市議会定例会

## 提 出 議 案 の 要 旨

### 目 次

1	報告案件	.....	1
2	承認案件	.....	6
3	議決案件	.....	7

※ この資料は、議会開会当日、議場  
へ持参してください。

資料作成 令和 3 年 2 月 10 日



# 1 報告

## 報告第1号 専決処分の報告について

### 【処分内容等】

#### 1 和解の成立について

市営住宅明渡等請求和解事件

専決年月日及び専決番号	相手方
令和3年1月15日 豊專第1号	1 入居者 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">個人情報のため非掲載</div> 2 連帯保証人 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">個人情報のため非掲載</div>
和解内容	<p>1 市は、入居者に対し、市が入居者に令和2年2月5日になした市営住宅についての賃貸借契約の解除の意思表示を撤回し、市及び入居者は、平成10年2月26日付け市及び入居者間の賃貸借契約（以下「本件契約」という。）が現在も有効に存続していることを確認する。</p> <p>2 本件契約の内容は、この和解内容に定めるもののほか、市営住宅賃貸借契約変更確認書に定めたとおりとする。</p> <p>3 市及び相手方は、本件契約の連帯保証人を申立外後藤卓郎こと後藤卓朗及び申立外橋本悦忠から相手方前田幸年に変更することを確認する。</p> <p>4 相手方は、市に対し、連帯して、令和3年2月以後、毎月末日（12月分については、25日）限り、当月分の市営住宅の家賃8,600円（改定されたときは、その金額）を市に持参し、若しくは送金し、又は口座振替の方法により支払う。ただし、当該末日が豊田市の休日を定める条例に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該末日後最初に到来する休日でない日をもってその期限とみなす。</p> <p>5 相手方が前項の家賃の支払を通算して3回怠ったときは、市は、入居者に対し、何らの催告を要せずに本件契約を解除することができる。</p>

- 6 前項の規定による解除の意思表示があったときは、入居者は、市に対し、直ちに市営住宅を明け渡し、かつ、相手方は、市に対し、連帯して、そのときにおける未払家賃及び契約解除の日の翌日から明渡済みに至るまで1月当たり第4項の家賃に相当する使用損害金を支払う。
- 7 市及び相手方は、市と相手方との間には、本件契約に関し、この和解内容に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 8 和解費用は、各自の負担とする。

【担当課：定住促進課】

2 訴えの提起について  
市営住宅明渡等請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和3年2月2日 豊専第3号
相 手 方	個人情報のため非掲載
請 求 内 容	<ol style="list-style-type: none"><li>1 市営住宅の明渡し</li><li>2 市営住宅の未払使用損害金及びこれに対する遅延損害金の支払</li><li>3 令和3年3月1日以後明渡しまでの間の使用損害金の支払</li><li>4 訴訟費用の支払</li></ol>
請 求 原 因	<ol style="list-style-type: none"><li>1 相手方が12か月分の市営住宅の使用損害金24万2,600円を長期滞納していること。</li><li>2 相手方が入居承継手続を行わず、市営住宅を不法に占有していること。</li></ol>

【担当課：定住促進課】

3 工事請負契約の変更について

(1) 豊田市立朝日丘中学校校舎増築工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 1, 815, 000, 000	令和元年6月市議会定例会 議案第72号
変更後金額 (今回)	B 1, 816, 100, 000	令和3年2月8日 豊專第4号
増減額	B-A 1, 100, 000	
主な 変更内容	1 鉄骨梁貫通孔の補強箇所の変更 (1) 130か所 → 287か所 (2) 設備配管の経路を詳細に検討した結果、設備配管のメンテナンスを効率良く行うことができる経路に変更したため  2 濁水流出防止対策施設の設置 (1) ノッチタンク及び水質計の設置 0基 → 6基 (2) 矢作川沿岸水質保全対策協議会との協議の結果、矢作川への濁水の流出を防止するための対策を講ずる必要が生じたため	
備考	1 相手方 豊田市東梅坪町十丁目3番地3 太啓建設株式会社 代表取締役 大矢 伸明  2 担当課 教育部学校づくり推進課  3 完成予定日 令和3年3月19日	

(2) 豊田市立朝日丘中学校電気設備工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 322,300,000	令和元年6月市議会定例会 議案第73号
変更後金額 (今回)	B 325,160,000	令和3年2月8日 豊專第5号
増減額	B-A 2,860,000	
主な 変更内容	1 電線を配線する経路の変更 (1) 架空配線 → 埋設配線 (2) 現地調査の結果、屋内運動場東側と武道場北側の地中に樹木の根が広範囲に伸びており、架空による配線に必要な電柱を建設できないため  2 情報通信網の仕様の変更に係る配線の延長 (1) 3,256m → 3,757m (2) 工事着工後に市が導入を決定したGIGAスクール構想に基づき、情報通信網の仕様を変更する必要が生じため	
備考	1 相手方 豊田市若林東町棚田109番地2 小野電気株式会社 代表取締役 小野 雅道  2 担当課 教育部学校づくり推進課  3 完成予定日 令和3年3月19日	

(3) (仮称) 松平地域屋根付広場新設工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 425,700,000	令和元年12月市議会定例会 議案第145号
変更後金額 (今回)	B 424,820,000	令和3年2月9日 豊專第6号
増減額	B-A △ 880,000	
主な 変更内容		基礎設置工の変更 (1) 基礎の形状及び柱の構造の変更 ア 基礎の形状の変更 地中埋設部の基礎の高さを短縮 イ 柱の構造の変更 鉄骨柱 → コンクリート柱 (2) 現地を掘削したところ、岩盤が出現し、地中に埋設する基礎を浅くする工法に変更したため
備考	1 相手方 豊田市浄水町伊保原465番地1 藤本建設株式会社 代表取締役 稲葉 俊伸 2 担当課 生涯活躍部生涯スポーツ推進課 3 完成予定日 令和3年2月26日	

2 承認

承認第1号 令和2年度豊田市一般会計補正予算

→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

### ③ 議決

#### 議案第1号 豊田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

##### 【要旨】

地方自治法の規定に基づき、市長、市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員の市に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し、必要な事項を定める。

##### 市に対する損害を賠償する責任の一部免責

市長、市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（地方自治法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は事業管理者 2
- (4) 市の職員（(2)及び(3)に掲げる者を除く。） 1

##### 【備考】

1 施行期日 令和3年4月1日

2 用語の意義

普通地方公共団体の長等の基準給与年額

損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき給与（扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額

【担当課：人事課】

## 議案第2号 豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例

### 【要旨】

障害の有無、国籍、年齢等を問わず、誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現に寄与するため、要配慮者に関する相互理解の促進及び意思疎通の円滑化について、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、相互理解の促進及び意思疎通の円滑化のための施策を推進する。

### 1 用語の意義

- (1) 言語 日本語及び外国語を含めた音声言語並びに手話言語
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人
- (3) 事業者 市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体
- (4) 意思疎通手段 音声、文字、手話、要約筆記、筆談、点字、音訳、重度障害者用意思伝達装置、代筆、代読、拡大文字、触覚を使った意思疎通、実物又は絵図の提示、翻訳、音声言語通訳、やさしい日本語その他意思疎通を図るための手段
- (5) 要配慮者 障害者、外国人、高齢者、子ども等のうち、その者に適する意思疎通手段を用いた配慮が必要なもの

### 2 基本理念

- (1) 誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現に向けた取組は、相互理解及び円滑な意思疎通が重要であるとの認識の下に行われなければならない。
- (2) 相互理解の促進は、互いを認め合い、相手方の意思を尊重して行われなければならない。
- (3) 意思疎通の円滑化は、多様な意思疎通手段を利用するとの重要性を認め、その機会の確保及び拡大が図られることを旨として行われなければならない。

### 3 市の責務

- (1) 市は、基本理念にのっとり、市民及び事業者と共に、相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する施策を推進する責務を有する。
- (2) 市は、必要に応じて要配慮者、通訳者等の意見を聴く。

### 4 市民の役割

市民は、基本理念にのっとり、市が推進する施策に協力するよう努める。

### 5 事業者の役割

- (1) 事業者は、基本理念にのっとり、市が推進する施策に協力するよう努める。

(2) 事業者は、要配慮者に対する多様な意思疎通手段の利用の推進に努める。

## 6 行動計画の策定

市は、責務を果たすために必要な行動計画を策定する。

## 7 相互理解の促進のための措置等

(1) 市は、要配慮者に関する理解を啓発し、相互理解を深めるために必要な措置を講ずる。

(2) 市は、手話言語の理解を促進するために必要な措置を講ずる。

## 8 意思疎通の円滑化のための措置等

(1) 市は、言語及び多様な意思疎通手段を学ぶことができる機会を確保し、意思疎通の円滑化のために必要な措置を講ずる。

(2) 市は、手話言語を自然に身に付けることができる機会を確保するためには必要な措置を講ずる。

## 9 財政上の措置

市は、地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

### 【備考】

施行期日 令和3年4月1日

【担当課：障がい福祉課】

## 議案第3号 豊田市公告式条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

事務の簡素化及び効率化を図るため、規則の公布又は教育委員会を除く市の機関の定める規則で公表を要するものの公表に係る手続を変更する。

#### 1 規則の公布に係る手續の変更

現 行	改 正 後
公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に <u>市長が署名しなければならない。</u>	公布の旨の前文及び年月日並びに <u>市長名を記入して市長印を押さなければならぬ。</u>

#### 2 教育委員会を除く市の機関の定める規則で公表を要するものの公表に係る手續の変更

現 行	改 正 後
公表の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に <u>当該機関を代表する者が署名しなければならぬ。</u>	公表の旨の前文及び年月日並びに <u>当該機関名又は当該機関を代表する者の名を記入して当該機関印を押さなければならぬ。</u>

【担当課：法務課】

## 議案第4号 豊田市基金条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

豊田市社会福祉基金及び豊田市青少年健全育成基金の額を変更するとともに、豊田市介護予防事業推進基金を設置する。

#### 1 既存基金の額の変更

名 称	現 行	改 正 後
豊田市社会福祉基金	4億9,010万3,370円	5億726万7,600円
豊田市青少年健全育成基金	5,799万9,804円	5,817万6,806円

#### 2 豊田市介護予防事業推進基金の設置

名 称	種 類	設 置 目 的	積 立 額	処 分 目 的
豊田市介護予防事業推進基金	資金積立基金	社会参加型介護予防事業の推進を図るため	1 歳入歳出予算に定める金額 2 この基金の運用から生ずる収益金	設置目的を達成するための財源に充てるため

【担当課：財政課】

## 議案第5号 豊田市市税条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

地方税法の一部改正に伴い、土地又は家屋の現所有者の申告義務及び不申告に関する過料を設定する。

#### 1 土地又は家屋の現所有者の申告義務の設定

現所有者は、現所有者であることを知った日の翌日から起算して3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名又は名称及び登記簿等に所有者として登記等されている所有者との関係
- (2) 登記簿等に所有者として登記等されている所有者の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

#### 2 土地又は家屋の現所有者の不申告に関する過料の設定

現所有者が、申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかったときは、10万円以下の過料に処する。

### 【備考】

#### 用語の意義

##### 現所有者

土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者

【担当課：資産税課】

## 議案第6号 豊田市手数料条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

受益と負担の公平を確保するため、食品営業許可申請手数料及び建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等に係る手数料の改定その他所要の改正を行う。

#### 1 食品営業許可申請手数料の改定（令和3年6月1日以後）

##### （1）臨時営業の細分化

###### ア 臨時営業と短期営業の定義

現 行		改 正 後	
臨時営業	催事等において、一定期間、同一の場所で営む営業	臨時営業	催事等において、1月以内の期間、同一の場所で、組立式の店舗その他の簡易な施設を設け、食品の調理を簡易な調理のみとして営む営業
		短期営業	催事等において、3月以内の期間、同一の場所で営む営業

###### イ 臨時営業の営業許可申請に係る手数料の改定

種 類	現 行	改 正 後	
		金 額	金 額
飲食店営業許可申請	臨時 営業	単一の営業許可申請のとき	9, 000円
		複数の営業許可申請のとき	7, 000円
			5, 000円
食肉販売業許可申請	臨時 営業	単一の営業許可申請のとき	5, 500円
		複数の営業許可申請のとき	4, 100円
			4, 100円
魚介類販売業許可申請	臨時 営業	単一の営業許可申請のとき	5, 500円
		複数の営業許可申請のとき	4, 100円

(2) 営業許可更新申請に係る手数料の引上げ

種 類		現 行	改 正 後
		金額	金額
(1) 飲食店営業 許可申請	単一の営業許可 更新申請のとき	10,800円	14,400円
(2) 菓子製造業 許可申請	複数の営業許可 更新申請のとき	8,600円	11,500円
(3) 豆腐製造業 許可申請	単一の営業許可 更新申請のとき	15,000円	20,000円
(4) 納豆製造業 許可申請	複数の営業許可 更新申請のとき	12,000円	16,000円
(5) 麵類製造業 許可申請	単一の営業許可 更新申請のとき	15,000円	20,000円
(1) アイスクリ ーム類製造業 許可申請	複数の営業許可 更新申請のとき	12,000円	16,000円
(2) 乳処理業許 可申請	単一の営業許可 更新申請のとき	15,000円	20,000円
(3) 特別牛乳搾 取処理業許可 申請	複数の営業許可 更新申請のとき	12,000円	16,000円
(4) 乳製品製造 業許可申請	単一の営業許可 更新申請のとき	15,000円	20,000円
(5) 食肉処理業 許可申請	複数の営業許可 更新申請のとき	12,000円	16,000円
(6) 食肉製品製 造業許可申請	単一の営業許可 更新申請のとき	15,000円	20,000円
(7) 魚介類競り 売り営業許可 申請	複数の営業許可 更新申請のとき	12,000円	16,000円
(8) 食品の放射 線照射業許可 申請	単一の営業許可 更新申請のとき	15,000円	20,000円
(9) 清涼飲料水 製造業許可申 請	複数の営業許可 更新申請のとき	12,000円	16,000円
(10) 氷雪製造 業許可申請	単一の営業許可 更新申請のとき	15,000円	20,000円
(11) 食用油脂 製造業許可申 請	複数の営業許可 更新申請のとき	12,000円	16,000円

(12) 酒類製造業許可申請			
(13) そうざい製造業許可申請			
(14) 添加物製造業許可申請			
(1) 集乳業許可申請	単一の営業許可更新申請のとき	6,600円	8,800円
(2) 食肉販売業許可申請			
(3) 魚介類販売業許可申請	複数の営業許可更新申請のとき	5,200円	7,000円

(3) 業種の再編

ア 内容

現 行	改 正 後
飲食店営業許可申請	自動販売機による営業許可申請
喫茶店営業許可申請	
氷雪製造業許可申請	
喫茶店営業許可申請	飲食店営業許可申請に統合
菓子製造業許可申請	臨時営業
	露店営業
あん類製造業許可申請	菓子製造業許可申請に統合
アイスクリーム類製造業許可申請	ソフトアイスクリーム類のみを製造する営業
乳類販売業許可申請	削除
魚肉ねり製品製造業許可申請	水産製品製造業許可申請
食品の冷凍又は冷蔵業許可申請	削除
乳酸菌飲料製造業許可申請	乳処理業許可申請、乳製品製造業許可申請又は清涼飲料水製造業許可申請に統合
氷雪販売業許可申請	削除
マーガリン又はショートニング製造業許可申請	食用油脂製造業許可申請に統合

みそ製造業許可申請	みそ又はしょうゆ製造業許可申請
しょう 醤油製造業許可申請	
ソース類製造業許可申請	削除
缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請	密封包装食品製造業許可申請
新規	冷凍食品製造業許可申請
新規	液卵製造業許可申請
新規	漬物製造業許可申請
新規	食品の小分け業許可申請
新規	複合型そうざい製造業許可申請
新規	複合型冷凍食品製造業許可申請

#### イ 手数料の設定

種類	金額
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請	営業許可申請のとき
	営業許可更新申請のとき
(1) 水産製品製造業許可申請	単一の営業許可申請のとき
(2) 冷凍食品製造業許可申請	25,000円
(3) 密封包装食品製造業許可申請	複数の営業許可申請のとき
(4) みそ又はしょうゆ製造業許可申請	20,000円
(5) 液卵製造業許可申請	複数の営業許可更新申請のとき
(1) 漬物製造業許可申請 (2) 食品の小分け業許可申請	16,000円
	単一の営業許可申請のとき
	複数の営業許可申請のとき
	14,000円
(1) 複合型そうざい製造業許可申請 (2) 複合型冷凍食品製造業許可申請	14,400円
	単一の営業許可申請のとき
	複数の営業許可更新申請のとき
	11,500円
(1) 複合型そうざい製造業許可申請 (2) 複合型冷凍食品製造業許可申請	30,000円
	単一の営業許可申請のとき
	複数の営業許可申請のとき
	24,000円
(1) 複合型そうざい製造業許可申請 (2) 複合型冷凍食品製造業許可申請	24,000円
	単一の営業許可更新申請のとき
	複数の営業許可更新申請のとき
	19,200円

2 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等に係る手数料の改定（令和3年4月1日以後）

(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請に係る手数料

ア 適合性確認機関が都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書が添付されている場合

種類	現行 金額	改正後 金額	
		1件につき	1件につき
その他の建築物	建築物の延べ面積が300m <sup>2</sup> を超えるもの	29,100円	17,900円
	建築物の延べ面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの		29,100円

イ ア以外で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「建築物省エネ法基準省令」という。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものの場合

種類	現行 金額	改正後 金額	
		1件につき	1件につき
その他の建築物	建築物の延べ面積が300m <sup>2</sup> を超えるもの	159,300円	121,000円
	建築物の延べ面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの		159,300円

ウ ア及びイ以外の場合

種類	現行 金額	改正後 金額	
		1件につき	1件につき
その他の建築物	建築物の延べ面積が300m <sup>2</sup> 以内のもの	261,600円	248,400円
	建築物の延べ面積が300m <sup>2</sup> を超えるもの		311,200円
	建築物の延べ面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの		401,800円
	建築物の延べ面積が2,000m <sup>2</sup> を超えるもの		573,400円
	建築物の延べ面積が5,000m <sup>2</sup> を超えるもの		706,300円
	建築物の延べ面積が10,000m <sup>2</sup> を超えるもの		834,900円

建築物の延べ面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの		979,400円	952,400円
--------------------------------------	--	----------	----------

(2) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請に係る手数料

ア 低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合又は品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書が添付されている場合

種類	現行 金額	改正後	
		金額	金額
その他の建築物	建築物の延べ面積が300m <sup>2</sup> を超えて1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	1件につき	17,500円
	建築物の延べ面積が1,000m <sup>2</sup> を超えて2,000m <sup>2</sup> 以内のもの		17,500円

イ ア以外で建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものの場合

種類	現行 金額	改正後	
		金額	金額
その他の建築物	建築物の延べ面積が300m <sup>2</sup> を超えて1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	1件につき	82,600円
	建築物の延べ面積が1,000m <sup>2</sup> を超えて2,000m <sup>2</sup> 以内のもの		82,600円

ウ ア及びイ以外の場合

種類	現行 金額	改正後	
		金額	金額
その他の建築物	建築物の延べ面積が300m <sup>2</sup> 以内のもの	1件につき	131,900円
	建築物の延べ面積が300m <sup>2</sup> を超えて1,000m <sup>2</sup> 以内のもの		211,500円
	建築物の延べ面積が1,000m <sup>2</sup> を超えて2,000m <sup>2</sup> 以内のもの		203,800円
	建築物の延べ面積が2,000m <sup>2</sup> を超えて5,000m <sup>2</sup> 以内のもの		305,600円
	建築物の延べ面積が5,000m <sup>2</sup> を超えて10,000m <sup>2</sup> 以内のもの		377,800円
	建築物の延べ面積が10,000m <sup>2</sup> を超えて25,000m <sup>2</sup> 以内のもの		446,500円
	建築物の延べ面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの		511,500円
			498,200円

(3) 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請に係る手数料

ア 建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号口に定める基準に係る建築物の場合

種類	現行	改正後
		金額
床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	1件につき	159,300円 (計画の変更に係る場合にあっては、82,600円)
床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超える2,000m <sup>2</sup> 以内のもの		159,300円(計画の変更に係る場合にあっては、82,600円)

イ ア以外の場合

種類	現行	改正後
		金額
床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	1件につき	401,800円 (計画の変更に係る場合にあっては、203,800円)
床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超える2,000m <sup>2</sup> 以内のもの		401,800円(計画の変更に係る場合にあっては、203,800円)

(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る手数料

ア 計画適合性確認機関が認めた場合等

種類	現行	改正後	
		金額	
その他の建築物	建築物の延べ面積が300m <sup>2</sup> を超える1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	1件につき	29,100円
	建築物の延べ面積が1,000m <sup>2</sup> を超える2,000m <sup>2</sup> 以内のもの		29,100円

イ ア以外で建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものの場合

種類	現行 金額	改正後	
		金額	
その他の建築物	建築物の延べ面積が300m <sup>2</sup> を超えるもの	1件につき	159,300円
	建築物の延べ面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの		159,300円

ウ ア及びイ以外の場合

種類	現行 金額	改正後	
		金額	
その他の建築物	建築物の延べ面積が300m <sup>2</sup> を超えるもの	1件につき	401,800円
	建築物の延べ面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの		401,800円

(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請に係る手数料

ア 計画適合性確認機関が認めた場合等

種類	現行 金額	改正後	
		金額	
その他の建築物	建築物の延べ面積が300m <sup>2</sup> を超えるもの	1件につき	17,500円
	建築物の延べ面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの		17,500円

イ ア以外で建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものの場合

種類	現行 金額	改正後	
		金額	
その他の建築物	建築物の延べ面積が300m <sup>2</sup> を超えるもの	1件につき	82,600円
	建築物の延べ面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの		82,600円

ウ ア及びイ以外の場合

種類	現行	改正後	
		金額	金額
その他の建築物	建築物の延べ面積が300m <sup>2</sup> を超えるもの	1件につき	203,800円
	建築物の延べ面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの		157,400円

(6) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請に係る手数料

ア 基準適合性確認機関が認めた場合等

種類	現行	改正後	
		金額	金額
その他の建築物	建築物の延べ面積が300m <sup>2</sup> を超えるもの	1件につき	29,100円
	建築物の延べ面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの		17,900円

イ ア以外で建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものの場合

種類	現行	改正後	
		金額	金額
その他の建築物	建築物の延べ面積が300m <sup>2</sup> を超えるもの	1件につき	159,300円
	建築物の延べ面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの		121,000円

ウ ア及びイ以外の場合

種類	現行	改正後	
		金額	金額
その他の建築物	建築物の延べ面積が300m <sup>2</sup> を超えるもの	1件につき	401,800円
	建築物の延べ面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの		311,200円

(7) 低炭素建築物新築等計画認定申請に係る手数料の加算額の改定

ア 低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると適合性確認機関が認めた場合又は設計住宅性能評価書が添付されている場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸

種類	現行	改正後
	金額	金額
共用部分・非住宅部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超えるもの	29,100円
	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの	29,100円

イ その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸

(ア) 共用部分に係る計算がある場合

種類	現行	改正後
	金額	金額
共用部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超えるもの	195,500円
	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの	195,500円

(イ) 非住宅部分がある場合で非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合

種類	金額
非住宅部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの
	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超えるもの
	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの
	床面積の合計が2,000m <sup>2</sup> を超えるもの
	床面積の合計が5,000m <sup>2</sup> を超えるもの
	床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> を超えるもの
	床面積の合計が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの

(ウ) 非住宅部分がある場合 ((イ) の場合を除く。)

種類	現行	改正後
	金額	金額
非住宅部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	261,600円
	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	417,100円
	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	401,800円
	床面積の合計が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	593,600円
	床面積の合計が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	728,000円
	床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以内のもの	858,100円
	床面積の合計が25,000m <sup>2</sup> を超えるものの	979,400円
		952,400円

(8) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請に係る手数料の加算額の改定

ア 低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると適合性確認機関が認めた場合又は設計住宅性能評価書が添付されている場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸

種類	現行	改正後
	金額	金額
共用部分・非住宅部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	17,500円
	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	17,500円

イ その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸

(ア) 共用部分に係る計算がある場合

種類	現行	改正後
	金額	金額
共用部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	100,700円
	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	100,700円

(イ) 非住宅部分がある場合で非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準  
省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの  
である場合

種類		金額
非住宅部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	48,600円
	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	62,300円
	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	82,600円
	床面積の合計が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	137,700円
	床面積の合計が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	182,300円
	床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以内のもの	219,900円
	床面積の合計が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	259,300円

(ウ) 非住宅部分がある場合 ((イ) の場合を除く。)

種類	現行	改正後
	金額	金額
非住宅部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	131,900円
	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	211,500円
	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	203,800円
	床面積の合計が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	305,600円
	床面積の合計が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	377,800円
	床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以内のもの	446,500円
	床面積の合計が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	511,500円

(9) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る手数料の加算額の改定

ア 計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸

種類	現行	改正後
	金額	金額
共用部分・非住宅部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超えるもの	29,100円
	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超える2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	29,100円

イ その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸

(ア) 共用部分に係る計算がある場合

種類	現行	改正後
	金額	金額
共用部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超えるもの	195,500円
	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超える2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	195,500円

(イ) 非住宅部分がある場合で非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合

種類	現行	改正後
	金額	金額
非住宅部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超えるもの	159,300円
	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超える2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	159,300円

(ウ) 非住宅部分がある場合 ((イ) の場合を除く。)

種類	現行	改正後
	金額	金額
非住宅部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超えるもの	401,800円
	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超える2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	401,800円

(10) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請に係る手数料の計算額の改定

ア 計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸

種類	現行	改正後
	金額	金額
共用部分・非住宅部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超えるもの	17,500円
	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超える2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	17,500円

イ その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸

(ア) 共用部分に係る計算がある場合

種類	現行	改正後
	金額	金額
共用部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超えるもの	100,700円
	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超える2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	100,700円

(イ) 非住宅部分がある場合で非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合

種類	現行	改正後
	金額	金額
非住宅部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超えるもの	82,600円
	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超える2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	82,600円

(ウ) 非住宅部分がある場合 ((イ) の場合を除く。)

種類	現行	改正後
	金額	金額
非住宅部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超えるもの	203,800円
	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超える2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	203,800円

(11) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請に係る手数料の加算額の改定

ア 基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体

種類	現行	改正後
	金額	金額
共用部分・非住宅部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超えるもの	29,100円
	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超える2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	29,100円

イ その他の場合における共同住宅等の建築物全体

(ア) 共用部分に係る計算がある場合

種類	現行	改正後
	金額	金額
共用部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超えるもの	195,500円
	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超える2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	195,500円

(イ) 非住宅部分がある場合で非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものである場合

種類	現行	改正後
	金額	金額
非住宅部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超えるもの	159,300円
	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超える2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	159,300円

(ウ) 非住宅部分がある場合 ((イ) の場合を除く。)

種類	現行	改正後
	金額	金額
非住宅部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超えるもの	401,800円
	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超える2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	401,800円

(12) 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請に係る手数料の特例

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた複数建築物において、当該計画の認定を受けた建築物と連携する他の建築物について、当該計画の認定と同じ評価方法で建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする場合は、計画適合性確認機関が認めた場合等の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請と同等の手数料を徴収する。

(13) 現に引用している建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の条項の整理

＜現 行＞	＜改正後＞
第2条第3号	第2条第1項第3号
第29条第3項	第34条第3項
第29条第1項	→ 第34条第1項
第30条第1項	第35条第1項
第31条第2項	第36条第2項

【備考】

用語の意義

(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請

市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物等の新築等をしようとする者が、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画を作成し、所管行政庁に認定を申請するもの

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請

エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築等をしようとする建築主等が、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画を作成し、所管行政庁に認定を申請するもの

(3) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請

建築物の所有者が、所管行政庁に対し、建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請するもの

【担当課：財政課】

## 議案第7号 豊田市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

豊田都市計画事業豊田土橋土地区画整理事業の施行に伴い、土橋駅北第1駐輪場を廃止し、既存の土橋駅北駐輪場の名称を土橋駅北第1駐輪場に変更する。

#### 1 市営駐輪場の廃止（令和3年4月1日）

名 称	所 在 地
土橋駅北第1駐輪場	豊田市土橋町8丁目27番地

#### 2 市営駐輪場の名称の変更

<現 行>                    <令和3年4月1日以後>  
土橋駅北駐輪場      →      土橋駅北第1駐輪場

【担当課：交通安全防犯課】

## 議案第8号 豊田市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

浄化槽の適正な維持管理を図るため、浄化槽保守点検業者への浄化槽管理士に対する研修の機会の確保の義務付け及び浄化槽保守点検業者が浄化槽の保守点検を行ったときの浄化槽の管理者等への通知等の義務付けを行うほか、所要の改正を行う。

### 1 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保の義務付け（令和3年4月1日以後）

浄化槽保守点検業者は、その営業所に置く浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関する知識の習得及び技能の向上を図るための研修の機会を与えなければならない。

### 2 浄化槽保守点検業者が浄化槽の保守点検を行ったときの浄化槽の管理者等への通知等の義務付け（令和3年4月1日以後）

#### （1）浄化槽保守点検業者が浄化槽の管理者に通知しなければならない事項

- ア 浄化槽の保守点検の結果
- イ 浄化槽の清掃をすべき時期
- ウ 水質に関する検査を受けるべき時期
- エ その他浄化槽の適正な維持管理に必要な事項

#### （2）浄化槽の清掃の委託をし、又は委託を予定している清掃業者に対し、浄化槽保守点検業者が連絡しなければならない事項

　　浄化槽の清掃をすべき時期を通知した旨

#### （3）再委託を受けた浄化槽保守点検業者が浄化槽の管理者に通知しなければならない事項

- ア 浄化槽の保守点検の結果
- イ その他浄化槽の適正な維持管理に必要な事項

### 3 浄化槽保守点検業者の登録の申請書に記載する事項の変更

#### （1）記載事項に係る法人の役員の定義の変更

現 行	令和3年4月1日以後
業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。	業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

(2) 記載事項の追加（令和3年4月1日以後）  
浄化槽の清掃に関し連絡をとる浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を申請書への記載事項として追加する。

4 浄化槽保守点検業者の登録の拒否要件の追加（令和3年4月1日以後）  
(1) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者  
(2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者  
(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者

5 浄化槽保守点検業者が営業所ごとに置く浄化槽管理士の要件の追加（令和3年4月1日以後）  
(1) 当該浄化槽保守点検業者の専属であること。  
(2) 当該営業所の専任であること。

6 浄化槽の保守点検の再委託の禁止（令和3年4月1日以後）  
浄化槽保守点検業者は、委託を受けた浄化槽の保守点検を他人に委託してはならない。ただし、浄化槽の管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を規則で定める基準に従って他の浄化槽保守点検業者に委託する場合は、この限りでない。

## 7 報告の微収、立入検査等の対象の拡大

現 行	令和3年4月1日以後
(1) <u>浄化槽保守点検業者</u> に対し、 浄化槽保守点検業務に関し報告 させることができる。	(1) <u>浄化槽保守点検業者</u> その他 <u>浄化槽保守点検業を営む者</u> （以下 「 <u>浄化槽保守点検業者等</u> 」とい う。）に対し、浄化槽保守点検 業務に関し報告させることができ る。
(2) 職員に、 <u>浄化槽保守点検業者</u> <u>の営業所又は事務所</u> に立ち入 り、 <u>帳簿書類</u> その他の物件を検 査させ、又は関係者に質問させ ることができる。	(2) 職員に、 <u>浄化槽保守点検業者</u> <u>等の営業所、事務所</u> その他の場 所に立ち入り、 <u>帳簿、書類</u> その 他の物件を検査させ、又は関係 者に質問させることができる。

【担当課：下水道施設課】

## 議案第9号 豊田市の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

大気汚染防止法施行令の一部改正に伴い、石綿の飛散防止の措置の実施に係る努力義務の規定を削除するとともに、化学物質の管理をより適切に行うため、化学物質に係る事故時に措置等を講じなければならない対象を拡大するほか、所要の改正を行う。

- 1 石綿の飛散防止の措置の実施に係る努力義務の規定の削除（令和3年4月1日）

大気汚染防止法施行令の一部改正に伴い、石綿を含む建築材料全般が特定建築材料となることから、大気汚染防止法で規制されることとなる建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止のために必要な措置を講ずる努力義務の規定を削る。

- 2 化学物質に係る事故時に措置等を講じなければならない対象の拡大

現 行	令和3年4月1日以後
化学物質を取り扱う事業者（県民の生活環境の保全等に関する条例第69条第1項に規定する特定事業者を除く。）	化学物質を取り扱う事業者（特定化学物質に係る事故において、措置等を講じる特定事業者を除く。）

- 3 現に引用している条項の整理

＜現 行＞                    <令和3年4月1日以後>  
第2条第14項      →      第2条第17項

【担当課：環境保全課】

議案第10号 豊田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、居宅訪問型保育を提供できる要件を整理するほか、現に引用している条項の整理を行う。

1 居宅訪問型保育を提供できる要件の整理

現 行	改 正 後
母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要な程度及び家庭等の状況を勘案し、当該乳幼児に対する保育を提供する必要性が高いこと。	母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合 <u>又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合</u> への対応等、保育の必要な程度及び家庭等の状況を勘案し、当該乳幼児に対する保育を提供する必要性が高いこと。

2 現に引用している条項の整理

<現 行> 第34条の20第1項第4号 → <改正後> 第34条の20第1項第3号

【備考】

用語の意義

居宅訪問型保育事業

必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者が保育を必要とする乳幼児の居宅において乳幼児の保育を行う事業

【担当課：保育課】

## 議案第11号 豊田市地域広場条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

豊田市ふれあい広場の廃止並びに豊田市ちびっこ広場の新設及び廃止に伴い、所要の改正を行う。

- 1 廃止する豊田市ふれあい広場  
神池ふれあい広場  
中金町ふれあい広場  
宮上町ふれあい広場
- 2 新設する豊田市ちびっこ広場  
西中山辻貝戸北ちびっこ広場  
西中山辻貝戸南ちびっこ広場
- 3 廃止する豊田市ちびっこ広場  
花園前田ちびっこ広場

### 【備考】

改正後のふれあい広場の数	119か所（3か所減）
改正後のちびっこ広場の数	424か所（1か所増）

【担当課：公園緑地つかう課】

## 議案第12号 豊田市食品衛生条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

食品衛生法の一部改正による営業の届出制度の創設に伴い、豊田市食品衛生条例に基づく食品等製造業等の営業の届出の義務を廃止する。

食品等製造業等の営業の届出の義務の廃止（令和3年6月1日）

豊田市食品衛生条例に基づく食品等製造業等の営業の届出義務を廃止する。

【担当課：保健衛生課】

## 議案第13号 豊田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

国民健康保険事業費納付金の納付に必要な額を補うため、国民健康保険税の基礎課税額に係る所得割額の税率を引き上げる。

基礎課税額に係る所得割額の税率の引上げ

現 行	令和3年4月1日以後
100分の5.13	100分の5.41

【担当課：国保年金課】

## 議案第14号 豊田市介護保険条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

第8期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料率の改定を行うほか所要の改正を行う。

#### 1 保険料率の改定（令和3年4月1日以後）

第1号被保険者区分	保 険 料 率 (年額)	
	平成30年度から 令和2年度まで	令和3年度から 令和5年度まで
(1) ア 市民税非課税世帯で老齢 福祉年金受給者 イ 生活保護受給者 ウ 市民税非課税世帯で本人 の前年合計所得と課税年金 収入の合計が80万円以下 のもの	3万1,200円	3万3,000円
(2) 市民税非課税世帯で本人の前年 合計所得と課税年金収入の合計が 80万円超120万円以下のもの	3万7,440円	3万9,600円
(3) 市民税非課税世帯で(1)及び (2)以外のもの	4万6,800円	4万9,500円
(4) 世帯内に市民税課税者がいる者 かつ本人が市民税非課税者で前年 合計所得と課税年金収入の合計が 80万円以下のもの	5万3,040円	5万6,100円
(5) 世帯内に市民税課税者がいる者 かつ本人が市民税非課税者で前年 合計所得と課税年金収入の合計が 80万円超のもの	6万2,400円	6万6,000円
(6) 市民税課税者で前年合計所得が 125万円未満のもの	6万8,640円	7万2,600円
(7) 市民税課税者で前年合計所得が 125万円以上200万円未満の もの	7万8,000円	8万2,500円
(8) 市民税課税者で前年合計所得が 200万円以上300万円未満の もの	9万3,600円	9万9,000円
(9) 市民税課税者で前年合計所得が 300万円以上400万円未満の もの	10万9,200円	11万5,500円

(10) 市民税課税者で前年合計所得が400万円以上500万円未満のもの		13万2,000円
(11) 市民税課税者で前年合計所得が500万円以上700万円未満のもの	12万4,800円	13万8,600円
(12) 市民税課税者で前年合計所得が700万円以上800万円未満のもの		14万8,500円
(13) 市民税課税者で前年合計所得が800万円以上1,000万円未満のもの	14万400円	
(14) 市民税課税者で前年合計所得が1,000万円以上のもの		16万5,000円

2 合計所得金額から特別控除額を控除する長期譲渡所得の追加（令和3年4月1日以後）

保険料の段階判定に係る合計所得金額において、低未利用土地等を譲渡した場合に長期譲渡所得があるときは、合計所得金額から当該長期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとする。

3 普通徴収に係る納期ごとの分割金額の端数処理の特例の設定（令和3年4月1日以後）

納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又は分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を全て最初の納期の分割金額に合算することとしているが、最初の納期に合算することが適当でないと認めた場合は異なる分割金額とすることとする。

4 保険料の減免に係る申請書の記載事項の変更

現 行	令和3年4月1日以後
(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所	(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月	(2) 減免を必要とする事由
(3) 減免を必要とする事由	

【担当課：介護保険課】

## 議案第15号 豊田市土地改良事業分担金条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

土地改良事業に伴い受益者が支払う分担金及び特別徴収金を徴収するため、県が行う土地改良事業の受益者から分担金及び特別徴収金を徴収する規定の整備、市が行う土地改良事業に要する経費に充てるため受益者から分担金を徴収する規定の整備その他所要の改正を行う。

#### 1 県が行う土地改良事業の受益者から分担金及び特別徴収金を徴収する規定の整備（令和3年4月1日以後）

##### （1）県が行う土地改良事業に要する費用を市が負担する場合に受益者から分担金を徴収する規定の整備

市長は、県が行う土地改良事業に関し、県からその事業に要する費用の負担を求められた場合は、受益者から分担金として徴収することができる。

##### （2）県が行う土地改良事業の地域内の土地において目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合の特別徴収金を徴収する規定の整備

県が行う土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき所有者等が当該土地を、8年を経過しない間に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合は、その者から特別徴収金を徴収する。

#### 2 市が行う土地改良事業に要する経費に充てるため受益者から分担金を徴収する規定の整備

現 行	令和3年4月1日以後
地方自治法第224条の規定に基づき土地改良事業に要する費用に充てるため、その事業によって利益を受ける者で、当該事業の施行に係る地域内にあるものから分担金を徴収するものとする。	市長は、市が行う土地改良事業に要する経費に充てるため、 <u>土地改良法第96条の4第1項において準用する土地改良法第36条第1項の規定により</u> 、受益者から金銭を地方自治法第224条の分担金として徴収することができる。この場合において、当該分担金の額は、その者が受ける利益を限度とする。

### 3 特別徴収金の算定方法の変更

現 行	令和3年4月1日以後
(（当該事業の県費補助金相当額／当該補助事業の受益面積）×転用農地）－（目的外用途に活用することにより生ずる収入のうち転用農地に係るもの）＝分担金	県が行う土地改良事業において市が負担する費用又は市が行う土地改良事業に要する費用のうち目的外用途に供された土地の面積が県事業の施行に係る地域のうち市の区域内にある土地又は市事業の施行地区内にある土地の面積の合計に占める割合に応じて割り振られた額から、その土地につき徴収した分担金の額を差し引いて得られた額

### 4 分担金等の負担割合の上限の設定及び整備

- (1) 県が行う土地改良事業に要する費用を市が負担する場合に受益者から徴収する分担金の負担割合の上限の設定（令和3年4月1日以後）  
分担金の額は、市が負担を求められた費用に100分の25を上回らない範囲で別に定める割合を乗じて得た額とする。
- (2) 市が行う土地改良事業に要する経費に充てるため受益者から分担金を徴収する場合の負担割合の上限の整備

現 行		令和3年4月1日以後		
事業区分	地元負担率	区 分	負担割合の上限	
団体営土地 改良事業	かんがい排水事業	30%以内	市が行う土地改良事業	100分の30
	農道整備事業			
	農村総合整備事業			
	農地・農業用施設災害復旧事業			
	その他土地改良事業			
単独県費山村 振興営農環境整備事業	かんがい排水事業	20%以内		
	農道整備事業			
	農村総合整備事業			

**【備考】**

**用語の意義**

**(1) 受益者**

土地改良事業によって利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地の所有者、耕作又は養畜の業務を営むものその他当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地以外の土地で当該土地改良事業によって著しく利益を受けるものを権原に基づき使用し及び収益するもの

**(2) 目的外用途**

土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途

**【担当課：農地整備課】**

## 議案第16号 豊田市旭高原自然活用村条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

利用者の利便性向上し、施設の利用の促進を図るため、豊田市旭高原自然活用村で行う事業の整理、利用料金の納付に関する特例の設定、違約金の額の変更その他所要の改正を行う。

#### 1 事業の整理

現 行	令和3年4月1日以後
(1) 自然活用体験農業に関すること。	(1) 自然環境を活用した催しの実施に関する事業
(2) 学童及び都市生活者の体験学習に関すること。	(2) 市民、観光旅行者等による施設の利用に関する事業
(3) 市長が必要と認めた事業に関すること。	(3) その他市長が必要と認めた事業

#### 2 利用料金の納付に関する特例の設定（令和3年4月1日以後）

##### （1）利用料金を利用日後に納付する場合の特例の設定

ア 次のいずれかに該当する場合は、利用日後において利用料金を納付することができる。

（ア）保育所の保育活動の一環として園児及びその指導者が利用する場合

（イ）幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の教育活動の一環として園児、児童又は生徒及びその指導者が利用する場合

（ウ）その他指定管理者が認めた場合

イ 利用料金を利用日後に納付する場合は、指定管理者が別で定める日までになされなければならない。

##### （2）利用料金をクレジットカード等により納付する場合の特例の設定

利用者がクレジットカード、携帯端末等を用いた電子決済の方法により利用日までに納付の手続を行ったときは、当該利用者が利用日において利用料金の納付をしたものとみなす。

### 3 違約金の額の変更

現 行	令和3年4月1日以後
利用日当日において利用料金を納付する場合で当該日に当該利用を取りやめたとき又は当該利用をしなかつたときは、指定管理者が指定する日までに、 <u>利用料金の額</u> を違約金として納付しなければならない。	<p>許可を受けた施設を利用しなかつたときは、指定管理者が指定する日までに、<u>利用料金に、次に掲げる場合に応じそれぞれに定める割合を乗じて得た額を違約金として納付しなければならない。</u></p> <p>(1) 利用日前10日から前日までに利用を取りやめた場合 100分の30</p> <p>(2) 利用日当日に利用を取りやめた場合 100分の100</p>
指定管理者において特別の事情があると認めたときは、違約金を免除することができる。	指定管理者において特別の事情があると認めたときは、違約金の <u>全部又は一部</u> を免除することができる。

### 4 飲食店業等を営もうとする者が市長の許可を受けなければならない施設の変更

現 行	令和3年4月1日以後
きらめき館、げんき館、コッキーハウス	全ての施設

### 5 施設の名称及び用途の整理

現 行		令和3年4月1日以後	
名 称	用 途	名 称	用 途
<u>ディキャンプ広場</u>	オートキャンプ施設	<u>オートキャンプ広場</u>	オートキャンプ施設
きらめき館	総合受付所、 <u>天体観測等見学・体験施設</u> 、売店	きらめき館	総合受付所、天文台、売店
げんき館	食堂、 <u>地元農産物等販売所</u> 、体験教室等用作業室、 <u>冬季雪の広場用受付所</u>	げんき館	食堂、体験教室等用作業室、売店
向上館	作業室、 <u>貸出用会議室</u>	向上館	会議室、作業室
コッキーハウス	備品保管貸出所、売店	コッキーハウス	休憩施設、売店、備品保管・貸出所
つつじ屋敷	宿泊・休憩施設	つつじ屋敷	宿泊施設
果樹園	農業体験施設	農園	農業体験施設
雪の広場	雪そりゲレンデ	雪の広場	ゲレンデ、広場

わいわい広場	ローラースライダ 一、ターザンロープ 等遊具のある小公園	わいわい広場	<u>広場</u>
--------	------------------------------------	--------	-----------

## 6 利用時間の整理等

### (1) 施設の利用時間の整理

現 行		令和3年4月1日以後	
区分	利用時間	区分	利用時間
ディキャンプ 広場	午前9時から午後3 時まで	オートキャン プ広場	利用開始日の午後2時 から利用終了日の午前 10時まで
松風亭	利用開始日の午後2 時から利用終了日の 午前11時まで	松風亭	利用開始日の午後2時 から利用終了日の午前 10時まで
つつじ屋敷	休憩利用にあっては 午前9時から午後5 時まで、宿泊利用に あっては利用開始日 の午後2時から利用 終了日の午前11時 まで	つつじ屋敷	
ファミリーロ ッジ	利用開始日の午後2 時から利用終了日の 午前11時まで	ファミリーロ ッジ	
テントベース	休憩利用にあっては 午前9時から午後5 時まで、宿泊利用に あっては利用開始日 の午後2時から利用 終了日の午後1時 まで	テントベース	利用開始日の午後2時 から利用終了日の午前 10時まで
バンガロー	利用開始日の午後2 時から利用終了日の 午前11時まで	バンガロー	

### (2) 多目的広場の利用時間の設定（令和3年4月1日以後）

多目的広場（オートキャンプ施設として利用する場合に限る。以下同じ。）の利用時間は、利用開始日の午後2時から利用終了日の午前10時までとする。

### (3) オートキャンプ広場及び多目的広場を利用時間を延長して利用する場合の要件の設定（令和3年4月1日以後）

他の利用者の利用に支障がない場合は、多目的広場の宿泊利用について、利用時間の終了時から午後5時までの間、利用時間を延長することができる。

## 7 利用料金の整理

### (1) 利用料金の限度額の整理

現 行			令和3年4月1日以後		
区 分	単 位	利 用 料 金 の 限 度 額 (円)	区 分	単 位	利 用 料 金 の 限 度 額 (円)
デイキャン プ広場	自動車1台	1, 500	オートキャ ンプ広場	自動車1台	3, 000
つつい屋敷	1棟1泊	54, 000	つつい屋敷	1棟1泊	54, 000
	1室休憩	1, 000			
テントベー ス	1基1泊	3, 000	テントベー ス	1基1泊	3, 000
	1室休憩	1, 500			

### (2) 多目的広場の利用料金の限度額の設定（令和3年4月1日以後）

多目的広場の利用料金は自動車1台当たり3, 000円とする。

### (3) オートキャンプ広場及び多目的広場に宿泊した者が利用時間を延長して利用する場合の利用料金の設定（令和3年4月1日以後）

利用時間を延長して利用する場合の利用料金は、超過利用時間1時間（30分未満は切り捨てとし、30分以上1時間未満は1時間とする。）につき、宿泊利用料金の額の10分の1に相当する額を加算する。

### (4) 多目的広場の1区画当たり自動車1台についての定員等の設定（令和3年4月1日以後）

1区画当たり自動車1台につき5人までとし、定員を超えて利用する場合の利用料金は、1人を追加するごとに300円を加算する。

### (5) 3歳未満の乳幼児がオートキャンプ広場及び多目的広場を利用する場合の利用料金の設定（令和3年4月1日以後）

3歳未満の乳幼児が利用する場合の利用料金は、無料とする。

【担当課：旭支所】

## 議案第17号 豊田市火災予防条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限の引上げ、火災予防上必要な措置の設定その他所要の改正を行う。

#### 1 急速充電設備の全出力の上限の引上げ

<現 行> <令和3年4月1日以後>  
50キロワット以下 → 200キロワット以下

#### 2 急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の追加（令和3年4月1日以後）

- (1) 屋外に設置する場合は、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
- (2) 蓄電池の温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (3) 蓄電池の制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (4) コネクターは、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。
- (5) 充電用ケーブルを冷却する液体は、液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を及ぼさない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (6) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

#### 3 火を使用する設備等の設置の届出対象の追加（令和3年4月1日以後）

急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）を設置しようとする者は、あらかじめ消防長へ設置の旨を届け出なければならないこととする。

【担当課：予防課】

議案第18号から議案第29号まで 令和2年度豊田市補正予算  
→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

議案第30号から議案42号まで 令和3年度豊田市予算  
→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

議案第43号 工事請負契約の締結について（農林水産物直売施設どんぐり横丁増築工事）

【要旨】

農林水産業の振興及び観光交流の促進を図るため、農林水産物直売施設どんぐり横丁の増築を行う。

- 1 契約目的 農林水産物直売施設どんぐり横丁増築工事
- 2 契約金額 219,780,000円
- 3 相手方 豊田市御所貝津町二貫目22番地  
青木建設株式会社  
代表取締役 青木 久議
- 4 契約方法 一般競争入札（2名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市武節町地内
- 2 工事概要
  - (1) 東側施設の増築
    - ア 構造 鉄筋コンクリート造地下1階、地上1階建て
    - イ 面積 建築面積125.80m<sup>2</sup>、延べ面積264.34m<sup>2</sup>
  - (2) 南側施設の増築
    - ア 構造 鉄骨造平屋建て
    - イ 面積 建築面積20.12m<sup>2</sup>、延べ面積22.24m<sup>2</sup>
  - (3) 昇降機設置工事 一式
  - (4) 内外部改修工事 一式
- 3 完成予定日 令和4年5月31日

【担当課：稲武支所】

議案第44号 工事請負契約の締結について（豊田花園土地区画整理事業井田橋及び林橋橋りょう新設工事）

【要旨】

豊田花園土地区画整理事業の施行において、河川流下能力の向上及び土地の有効利用を目的とした準用河川大切川の付替えに伴い、井田橋及び林橋を新設する。

- |        |   |
|--------|---|
| 1 契約目的 | 豊田花園土地区画整理事業井田橋及び林橋橋りょう新設工事                 |
| 2 契約金額 | 255,200,000円                                |
| 3 相手方  | 豊田市小坂本町一丁目5番地10<br>ヤハギ道路株式会社<br>取締役社長 櫻井 正典 |
| 4 契約方法 | 一般競争入札（1名）                                  |

【備考】

- |            |                   |
|------------|-------------------|
| 1 工事場所     | 豊田市花園町地内          |
| 2 工事概要     |                   |
| (1) カルバート工 | 2基                |
| (2) 護岸工    | 577m <sup>2</sup> |
| 3 完成予定日    | 令和4年2月25日         |

【担当課：市街地整備課】

議案第45号 財産の出資について（豊田まちづくり株式会社に対して有する貸付金に係る債権）

【要旨】

豊田市駅西口市街地再開発ビル再整備事業を行う豊田まちづくり株式会社の財政基盤の強化を図るため、同社へ出資する。

1 出資する財産

- (1) 種 別 豊田まちづくり株式会社に対して有する貸付金に係る債権  
(2) 金 額 2, 262, 000, 000円

2 相 手 方 豊田市若宮町一丁目57番地1  
豊田まちづくり株式会社  
代表取締役 河木 照雄

【担当課：商業観光課】

議案第46号 財産の取得について（豊田地域医療センター西棟ネットワーク設備及び電話設備）

【要旨】

市民の健康保持及び医療体制の充実を図るため、豊田地域医療センター西棟のネットワーク設備及び電話設備を購入する。

1 取得する財産

- (1) 種 別 豊田地域医療センター西棟ネットワーク設備及び電話設備  
(2) 数 量 一式

2 取得価格 38, 940, 000円

3 相 手 方 名古屋市中村区名駅一丁目1番3号  
富士通株式会社 東海支社  
支社長 舛田 元彦

4 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約

【備考】

供給予定期限  
令和3年10月29日

【担当課：地域包括ケア企画課】

議案第47号 指定管理者の指定について（豊田市営住宅青木住宅ほか2施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市営住宅青木住宅ほか2施設の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 豊田市営住宅青木住宅  
(2) 豊田市営住宅飯野住宅  
(3) 豊田市営住宅すまいる聖心
- 2 指定管理者となる団体 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号  
愛知県住宅供給公社  
理事長 田中 正剛
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

【備考】

- 1 愛知県住宅供給公社の概要
  - (1) 設立年月 昭和40年11月
  - (2) 基本財産 32,500,000円
  - (3) 職員数 106名
  - (4) 事業内容 ア 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡  
イ 住宅用地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡  
ウ 公営住宅及び共同施設の管理の一部の代行
- 2 指定管理者となる団体の選定方法  
豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第2条第1号該当
- 3 指定手続条例第2条第1号  
専門的かつ高度な技術等を有する特定の団体を指定管理者に指定することが必要なとき。

【担当課：定住促進課】

## 議案第48号 包括外部監査契約の締結について

### 【要旨】

次の者と包括外部監査契約を締結する。

- 1 契約目的 包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約始期 令和3年4月1日
- 3 契約金額 10,500,000円を上限とする額
- 4 支払方法 監査の結果に関する報告書の提出後の一括払
- 5 相手方 名古屋市千種区清住町二丁目38番地の1  
プラウド東山205号  
弁護士 田口 勤

【担当課：法務課】

議案第49号 市道の認定について

【要旨】

市道路網の充実整備を図るため、路線を認定する。

1 認定路線数 60路線

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点点	延長(m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下段	認定の理由		
1	浄水137号線 (5046)	豊田市浄水町伊保原623番2地先 豊田市保見町南山41番2地先	800.7	6.0 (5.0～10.3)	豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため
2	浄水138号線 (5047)	豊田市浄水町伊保原602番地先 豊田市浄水町伊保原643番地先	269.0	6.0 (6.0～10.3)	豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため
3	浄水139号線 (5048)	豊田市浄水町伊保原654番200地先 豊田市浄水町伊保原630番1地先	190.5	6.0 (6.0～10.3)	豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため
4	浄水140号線 (5049)	豊田市浄水町伊保原606番1地先 豊田市浄水町伊保原650番地先	233.5	12.0 (6.0～19.1)	豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため
5	浄水141号線 (5050)	豊田市浄水町伊保原613番地先 豊田市浄水町伊保原628番2地先	66.5	6.0 (6.0～10.2)	豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長(m)	標準幅員 (最小~最大)(m)
		下段	認定の理由		
6	浄水142号線 (5051)		豊田市浄水町伊保原632番1地先 豊田市浄水町伊保原645番1地先	88.0	6.0 (6.0~10.2) 豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため
7	浄水143号線 (5052)		豊田市浄水町伊保原654番200地先 豊田市保見町南山41番2地先	346.8	9.0 (9.0~14.8) 豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため
8	浄水144号線 (5053)		豊田市浄水町伊保原635番地先 豊田市保見町南山44番地先	66.0	16.0 (16.0~17.5) 豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため
9	浄水145号線 (5054)		豊田市浄水町伊保原179番地先 豊田市浄水町伊保原188番3地先	182.3	6.0 (6.0~10.2) 豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため
10	浄水146号線 (5055)		豊田市浄水町伊保原180番6地先 豊田市浄水町伊保原189番3地先	200.3	6.0 (6.0~10.2) 豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長(m)	標準幅員 (最小~最大)(m)
		下段	認定の理由		
11	浄水147号線 (5056)	豊田市保見町南山37番2地先 豊田市保見町南山31番2地先	114.4	5.0 (5.0~7.1)	豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため
12	浄水歩行者道21号線 (5057)	豊田市保見町南山237番1地先 豊田市保見町南山236番地先	71.3	4.0 (4.0~6.3)	豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため
13	浄水歩行者道22号線 (5058)	豊田市浄水町伊保原201番3地先 豊田市浄水町伊保原634番2地先	41.6	4.0 (4.0~8.2)	豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため
14	浄水貝津線 (5059)	豊田市浄水町原山69番1地先 豊田市貝津町寺前25番1地先	927.1	5.0 (4.9~21.5)	豊田浄水特定土地区画整理事業に伴い、起終点の変更があった路線を再認定するため
15	大清水16号線 (5060)	豊田市大清水町大清水137番5地先 豊田市大清水町原山56番2地先	1503.5	4.0 (3.5~13.5)	豊田浄水特定土地区画整理事業に伴い、起終点の変更があった路線を再認定するため

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長(m)	標準幅員 (最小~最大)(m)
		下段	認定の理由		
16	大清水17号線 (5061)	豊田市大清水町大清水160番地先 豊田市大清水町大清水168番11地先	438.0	4.0 (2.7~7.3)	
		豊田浄水特定土地区画整理事業に伴い、起終点の変更があった路線を再認定するため			
17	大清水18号線 (5062)	豊田市大清水町原山44番7地先 豊田市大清水町原山51番4地先	225.6	5.5 (5.5~6.5)	
		豊田浄水特定土地区画整理事業に伴い、起終点の変更があった路線を再認定するため			
18	大清水19号線 (5063)	豊田市大清水町大清水89番1地先 豊田市大清水町原山1番1地先	925.0	4.0 (3.5~9.9)	
		豊田浄水特定土地区画整理事業に伴い、起終点の変更があった路線を再認定するため			
19	保見3号線 (5064)	豊田市保見町南山41番2地先 豊田市保見町南山222番1地先	486.0	9.0 (8.8~32.7)	
		豊田浄水特定土地区画整理事業に伴い、起終点の変更があった路線を再認定するため			
20	貝津浄水線 (5065)	豊田市貝津町西向畠3番29地先 豊田市浄水町伊保原9番地先	185.9	6.0 (3.6~10.7)	
		豊田浄水特定土地区画整理事業に伴い、起終点の変更があった路線を再認定するため			

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長(m)	標準幅員 (最小~最大)(m)
		下段	認定の理由		
21	浄水148号線 (5066)		豊田市浄水町原山1番108地先 豊田市浄水町原山1番62地先	79.4	6.0 (6.2~11.9)
			豊田浄水特定土地区画整理事業に伴い、起終点の変更があった路線を再認定するため		
22	大清水浄水3号線 (5067)		豊田市大清水町大清水38番1地先 豊田市浄水町原山393番1地先	324.8	6.0 (3.6~13.2)
			豊田浄水特定土地区画整理事業に伴い、起終点の変更があった路線を再認定するため		
23	大清水浄水4号線 (5068)		豊田市大清水町大清水51番5地先 豊田市浄水町南平241番1地先	2276.2	6.0 (3.0~20.6)
			豊田浄水特定土地区画整理事業に伴い、起終点の変更があった路線を再認定するため		
24	四郷15号線 (5069)		豊田市四郷町森前130番1地先 豊田市四郷町森前130番1地先	75.8	6.0 (6.0~13.2)
			豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため		
25	四郷16号線 (5070)		豊田市四郷町森前99番地先 豊田市四郷町森前130番2地先	106.2	6.0 (6.0~13.0)
			豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため		

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長(m)	標準幅員 (最小～最大)(m)
		下段	認定の理由		
26	四郷17号線 (5071)		豊田市四郷町森前99番地先 豊田市四郷町森前92番地先 豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため	77.8	6.0 (6.0～12.6)
27	四郷18号線 (5072)		豊田市四郷町森前51番1地先 豊田市四郷町森前197番1地先 豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため	115.4	6.0 (6.0～13.2)
28	四郷19号線 (5073)		豊田市四郷町森前59番2地先 豊田市四郷町森前197番1地先 豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため	85.9	6.0 (6.0～11.0)
29	四郷20号線 (5074)		豊田市四郷町森前207番地先 豊田市四郷町森前197番1地先 豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため	37.2	6.0 (6.0～10.3)
30	四郷21号線 (5075)		豊田市四郷町森前61番6地先 豊田市四郷町六反田63番9地先 豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため	309.3	6.0 (6.0～10.5)

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長(m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下段	認定の理由		
31	四郷22号線 (5076)	豊田市四郷町六反田74番地先 豊田市四郷町六反田84番1地先	34.1	6.0 (6.0～13.2)	
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため			
32	四郷23号線 (5077)	豊田市四郷町六反田96番地先 豊田市四郷町六反田79番地先	160.3	6.0 (6.0～10.4)	
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため			
33	四郷24号線 (5078)	豊田市四郷町六反田93番5地先 豊田市四郷町六反田92番地先	45.1	6.0 (6.0～10.2)	
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため			
34	四郷25号線 (5079)	豊田市四郷町六反田97番1地先 豊田市四郷町六反田3番2地先	262.8	6.0 (6.0～12.5)	
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため			
35	四郷26号線 (5080)	豊田市四郷町六反田66番3地先 豊田市四郷町六反田107番地先	122.8	6.0 (6.0～11.9)	
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため			

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長(m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下段	認定の理由		
36	四郷27号線 (5081)	豊田市四郷町六反田103番地先	90.7	6.0 (6.0～10.4)	豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため
		豊田市四郷町六反田97番1地先			
37	四郷28号線 (5082)	豊田市四郷町六反田62番1地先	57.3	6.0 (6.0～13.1)	豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため
		豊田市四郷町六反田60番2地先			
38	四郷29号線 (5083)	豊田市四郷町森前253番2地先	452.9	14.0 (14.0～72.4)	豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため
		豊田市四郷町六反田60番1地先			
39	四郷歩行者道5号線 (5084)	豊田市四郷町森前132番1地先	26.1	4.0 (4.0～8.2)	豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため
		豊田市四郷町森前130番1地先			
40	四郷歩行者道6号線 (5085)	豊田市四郷町森前369番地先	52.8	4.0 (4.0～5.6)	豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため
		豊田市四郷町東畑214番1地先			

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長(m)	標準幅員 (最小~最大)(m)
		下段	認定の理由		
41	四郷歩行者道 7号線 (5086)	豊田市四郷町森前46番地先 豊田市四郷町六反田7番2地先	33.4	4.0 (4.0~8.3)	
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため			
42	四郷歩行者道 8号線 (5087)	豊田市四郷町六反田6番3地先 豊田市四郷町六反田6番3地先	12.8	4.0 (4.0~7.6)	
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため			
43	四郷歩行者道 9号線 (5088)	豊田市四郷町六反田84番1地先 豊田市四郷町六反田83番3地先	38.0	4.0 (4.0~8.4)	
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため			
44	四郷歩行者道 10号線 (5089)	豊田市四郷町六反田68番地先 豊田市四郷町六反田67番地先	35.0	4.0 (4.0~8.2)	
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため			
45	四郷歩行者道 11号線 (5090)	豊田市四郷町六反田66番3地先 豊田市四郷町六反田65番1地先	23.0	4.0 (4.0~8.2)	
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため			

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長(m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下段	認定の理由		
46	四郷30号線 (5091)	豊田市四郷町森前127番1地先 豊田市四郷町与茂田1番8地先	145.8	4.0 (3.1～8.4)	
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業に伴い、起終点の変更があった路線を再認定するため			
47	保見4号線 (5092)	豊田市保見町西ノ山56番13地先 豊田市保見町西古城80番7地先	280.0	5.0 (5.0～21.5)	
		大井橋付近の交差点改良による国道155号の線形改良に伴い、国道の一部区間が降格となるため			
48	花本6号線 (5093)	豊田市花本町井前77番2地先 豊田市花本町井前75番地先	323.8	9.0 (9.0～27.0)	
		花本産業団地拡張用地整備事業に伴い、新設道路を整備したため			
49	花本7号線 (5094)	豊田市花本町井前137番地先 豊田市花本町井前152番2地先	322.8	9.0 (5.0～31.0)	
		花本産業団地拡張用地整備事業に伴い、新設道路を整備したため			
50	花本8号線 (5095)	豊田市花本町井前146番地先 豊田市花本町井前137番地先	157.9	9.0 (9.0～21.0)	
		花本産業団地拡張用地整備事業に伴い、新設道路を整備したため			

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長(m)	標準幅員 (最小～最大)(m)
		下段	認定の理由		
51	寿2号線 (5096)		豊田市寿町3丁目50番1地先 豊田市寿町3丁目55番2地先	49.5	6.0 (6.0～12.0)
			宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため		
52	平戸橋28号線 (5097)		豊田市平戸橋町石平63番30地先 豊田市平戸橋町石平63番32地先	24.6	6.0 (6.0～14.3)
			宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため		
53	平和2号線 (5098)		豊田市平和町1丁目32番1地先 豊田市平和町1丁目32番3地先	36.5	6.0 (6.0～12.0)
			宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため		
54	桝塚東2号線 (5099)		豊田市桝塚東町東郷前11番2地先 豊田市桝塚東町大分26番11地先	340.9	6.0 (6.0～10.2)
			宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため		
55	桝塚東3号線 (5100)		豊田市桝塚東町東郷前1番30地先 豊田市桝塚東町東郷前66番地先	236.8	6.0 (6.0～10.2)
			宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため		

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長(m)	標準幅員 (最小~最大)(m)
		下段	認定の理由		
56	桜塚東4号線 (5101)	豊田市桜塚東町大分26番7地先 豊田市桜塚東町大分34番14地先	82.0	6.0 (6.0~10.2)	
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
57	桜塚東歩行者道1号線 (5102)	豊田市桜塚東町東郷前1番8地先 豊田市桜塚東町東郷前1番7地先	12.4	3.0 (3.0~7.2)	
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
58	桜塚東歩行者道2号線 (5103)	豊田市桜塚東町東郷前1番36地先 豊田市桜塚東町東郷前1番23地先	29.9	3.0 (3.0~3.0)	
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
59	桜塚東歩行者道3号線 (5104)	豊田市桜塚東町東郷前22番地先 豊田市桜塚東町東郷前23番3地先	77.7	3.5 (3.5~3.5)	
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
60	藤岡西中山28号線 (60381)	豊田市西中山町東宮前45番10地先 豊田市西中山町東宮前45番1地先	64.4	5.0 (5.0~9.2)	
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			

2 認定路線の総延長 14,482.1m

【担当課：土木管理課】

## 議案第50号 市道の廃止について

### 【要旨】

市道路網の体系的整備を図るため、路線を廃止する。

#### 1 廃止路線数 40路線

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長(m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下段	廃止の理由		
1	浄水郷中線 (1217)	豊田市浄水町原山79番地先 豊田市浄水町伊保原158番地先	1041.6	5.5 (4.1～13.7)	豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため
2	浄水通学線 (1336)	豊田市浄水町南平185番1地先 豊田市浄水町南平150番18地先	447.7	6.0 (4.8～18.5)	豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため
3	浄水大清水1号線 (1353-1)	豊田市浄水町南平59番3地先 豊田市浄水町南平80番1地先	163.0	4.0 (4.0～10.3)	豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため
4	伊保原原山線 (1439)	豊田市浄水町伊保原418番3地先 豊田市浄水町原山294番地先	578.0	5.5 (4.5～15.4)	豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため
5	浄水1号線 (1691)	豊田市浄水町伊保原343番地先 豊田市浄水町原山119番地先	693.8	6.0 (3.3～11.0)	豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長(m)	標準幅員 (最小~最大)(m)
		下段	廃止の理由		
6	浄水2号線 (1697)	豊田市浄水町伊保原354番 1地先 豊田市浄水町伊保原219番 3地先	411.6	6.0 (5.0~6.0)	豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため
7	名鉄豊田新線 側道6号線 (2267)	豊田市浄水町伊保原367番 6地先 豊田市浄水町伊保原408番 5地先	253.0	4.5 (3.3~10.7)	豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため
8	名鉄豊田新線 側道7号線 (2268)	豊田市浄水町伊保原538番 1地先 豊田市浄水町伊保原654番 43地先	352.1	4.5 (3.5~15.8)	豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため
9	浄水4号線 (2499)	豊田市浄水町伊保原112番 地先 豊田市浄水町伊保原113番 地先	54.3	9.0 (9.0~15.6)	豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため
10	浄水5号線 (2500)	豊田市浄水町伊保原123番 1地先 豊田市浄水町伊保原124番 地先	54.4	5.0 (4.9~7.0)	豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長(m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下段	廃止の理由		
11	浄水6号線 (2501)		豊田市浄水町伊保原141番 1地先 豊田市浄水町伊保原142番 地先	54.5	5.0 (5.4～6.6)
			豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため		
12	豊田浄水場線 (2518)		豊田市浄水町原山1番68地 先 豊田市浄水町原山1番68地 先	29.8	6.0 (6.0～8.7)
			豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため		
13	浄水7号線 (2529)		豊田市浄水町伊保原337番 地先 豊田市浄水町伊保原117番 地先	317.7	5.5 (3.0～5.8)
			豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため		
14	浄水8号線 (2530)		豊田市浄水町伊保原478番 3地先 豊田市浄水町南平1番3地先	351.4	5.5 (3.5～7.8)
			豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため		
15	浄水小学校線 (2656)		豊田市浄水町南平99番地先 豊田市浄水町南平147番4 地先	374.1	4.0 (4.1～10.6)
			豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため		

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長(m)	標準幅員 (最小~最大)(m)
		下段	廃止の理由		
16	浄水南平線 (2657)	豊田市浄水町南平64番2地先 豊田市浄水町南平150番36地先	207.0	4.0 (3.2~6.0)	
		豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため			
17	浄水9号線 (2719)	豊田市浄水町伊保原162番1地先 豊田市浄水町伊保原168番1地先	174.8	5.0 (5.0~18.0)	
		豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため			
18	浄水10号線 (2720)	豊田市浄水町原山221番3地先 豊田市浄水町原山175番地先	365.8	5.0 (4.5~14.0)	
		豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため			
19	浄水11号線 (2721)	豊田市浄水町伊保原421番6地先 豊田市浄水町伊保原133番地先	560.5	4.0 (3.1~10.6)	
		豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため			
20	浄水12号線 (2722)	豊田市浄水町南平88番4地先 豊田市浄水町南平90番地先	185.6	5.5 (5.5~7.8)	
		豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため			

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長(m)	標準幅員 (最小~最大)(m)
		下段	廃止の理由		
21	浄水13号線 (2723)		豊田市浄水町南平35番1地先 豊田市浄水町伊保原483番1地先	215.2	4.0 (3.8~7.3)
			豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため		
22	浄水小学校1号線 (2897)		豊田市浄水町南平137番4地先 豊田市浄水町南平129番地先	82.3	4.0 (4.0~4.3)
			豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため		
23	浄水14号線 (2898)		豊田市浄水町伊保原407番2地先 豊田市浄水町伊保原249番1地先	328.0	4.0 (3.0~5.3)
			豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため		
24	浄水15号線 (2899)		豊田市浄水町伊保原417番地先 豊田市浄水町伊保原151番地先	327.7	4.0 (3.5~7.5)
			豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため		
25	浄水16号線 (2900)		豊田市浄水町伊保原203番3地先 豊田市浄水町伊保原209番1地先	136.8	4.0 (3.5~5.4)
			豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため		

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長(m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下段	廃止の理由		
26	浄水19号線 (3240)	豊田市浄水町南平72番1地先 豊田市浄水町南平76番3地先	135.2	5.0 (4.6～5.4)	
		豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため			
27	浄水20号線 (3464)	豊田市浄水町伊保原125番地先 豊田市浄水町伊保原77番1地先	577.9	4.0 (4.1～6.0)	
		豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため			
28	大清水5号線 (3465)	豊田市大清水町原山53番4地先 豊田市大清水町原山52番2地先	185.2	6.0 (6.0～8.6)	
		豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため			
29	原山南平線 (805)	豊田市浄水町原山80番地先 豊田市浄水町南平68番1地先	792.8	9.0 (8.9～20.7)	
		豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため			
30	大清水浄水線 (1435)	豊田市大清水町大清水89番1地先 豊田市保見町南山222番1地先	355.0	4.0 (3.8～6.4)	
		豊田浄水特定土地区画整理事業により各道路の起終点が変更となり、廃止及び再認定を行うため			

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長(m)	標準幅員 (最小～最大)(m)
		下段	廃止の理由		
31	西向畠伊保原線 (1494)	豊田市貝津町西向畠3番29地先 豊田市浄水町伊保原131番1地先	357.1	4.0 (3.0～6.4)	豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため
32	豊田浄水場東線 (1495)	豊田市浄水町原山1番108地先 豊田市浄水町原山357番地先	305.1	4.0 (2.5～7.3)	豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため
33	大清水4号線 (1699)	豊田市大清水町大清水160番地先 豊田市浄水町原山277番地先	484.0	4.0 (3.5～11.5)	豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため
34	名鉄豊田新線側道5号線 (2266)	豊田市大清水町大清水38番1地先 豊田市浄水町原山327番地先	980.3	4.5 (3.6～8.1)	豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため
35	大清水線 (668)	豊田市大清水町大清水51番5地先 豊田市保見町南山222番1地先	1332.0	5.0 (5.0～19.5)	豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため

整理番号	路線名 (路線番号)	上段	起終点	延長	標準幅員 (最小～最大)
		下段	廃止の理由	(m)	(m)
36	殿貝津原山線 (669)	豊田市大清水町大清水137番3地先			5.0
		豊田市貝津町寺前25番1地先		1008.9	(3.1～15.0)
37	四郷駅前線 (2658)	豊田市四郷町森前62番地先			5.0
		豊田市四郷町六反田95番地先		500.0	(5.0～10.0)
38	四郷西山2号線 (1123-2)	豊田市四郷町森前137番1地先			6.0
		豊田市四郷町森前166番7地先		123.8	(6.3～6.6)
39	四郷六反田線 (3175)	豊田市四郷町六反田85番地先			6.0
		豊田市四郷町六反田78番地先		105.0	(7.5～12.0)
40	与茂田下古屋線 (739)	豊田市四郷町与茂田1番35地先			4.0
		豊田市四郷町森前137番3地先		320.0	(3.0～7.1)
豊田四郷駅周辺地区画整理事業により各道路の起終点が変更となり、廃止及び再認定を行うため					

2 廃止路線の総延長 15, 323. 0 m

【担当課：土木管理課】

## 資料 2

令和 3 年 3 月 市議会定例会

### 予 算 関 係 議 案 の 要 旨

#### 目 次

1	令和 2 年度一般会計補正予算（2 月 2 日専決）	1
2	令和 2 年度一般会計・特別会計補正予算（3 月補正）	5
3	令和 2 年度水道事業会計補正予算（3 月補正）	31
4	令和 2 年度下水道事業会計補正予算（3 月補正）	35
5	令和 3 年度一般会計・特別会計当初予算	39
6	令和 3 年度水道事業会計当初予算	65
7	令和 3 年度下水道事業会計当初予算	69

※ この資料は、議会開会当日、議場  
へ持参してください。

資料作成 令和 3 年 2 月 11 日



令和 2 年度

豊田市一般会計補正予算資料

(2月2日専決)



令和2年度 2月2日専決 一般会計 (豊專第2号)

繰越明許費補正（追加）

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4衛生費	1保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種券 作成等業務委託事業	14,000



令和2年度

豊田市 一般会計 補正予算資料  
特別会計

(3月補正)



## 令和2年度3月補正 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区分	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考	
一般会計	237,736,807	8,013,193	245,750,000	76.8	77.4	議案第18号	
特別会計	国民健康保険	33,967,032	943,916	34,910,948	11.0	11.0	議案第19号
	土橋	1,658,414	0	1,658,414	0.5	0.5	議案第20号
	土地区画整理	447,256	△ 154	447,102	0.2	0.2	
	寺部	3,217,348	△ 411	3,216,937	1.0	1.0	
	分譲住宅建設	9,115	0	9,115	0.0	0.0	
	卸売市場	203,934	△ 919	203,015	0.1	0.1	議案第21号
	水道水源保全	80,352	△ 2,137	78,215	0.0	0.0	議案第22号
	母子父子寡婦福祉	20,779	9	20,788	0.0	0.0	議案第23号
	介護保険	26,265,080	△ 1,169,705	25,095,375	8.5	7.9	議案第24号
	財産区	4,401	620	5,021	0.0	0.0	議案第25号
	盛岡	7,094	132	7,226	0.0	0.0	
後期高齢者医療		5,697,439	125,757	5,823,196	1.8	1.8	議案第26号
産業用地造成		360,466	△ 122,728	237,738	0.1	0.1	議案第27号
小計		71,938,710	△ 225,620	71,713,090	23.2	22.6	
合計 (一般会計+特別会計)		309,675,517	7,787,573	317,463,090	100.0	100.0	
企業会計	水道事業	収入 14,093,565	△ 258,125	13,835,440	—	—	議案第28号
	支出	20,007,148	△ 1,360,458	18,646,690	—	—	
	下水道事業	収入 12,092,861	△ 15,811	12,077,050	—	—	議案第29号
	支出	15,759,143	188,351	15,947,494	—	—	
支出合計		35,766,291	△ 1,172,107	34,594,184	—	—	
総計 (一般会計+特別会計 +企業会計)		345,441,808	6,615,466	352,057,274	—	—	

## 令和2年度3月補正 一般会計 (議案第18号)

(歳入)

(単位:千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
1 市 税	99,679,472	6,803,000	106,482,472	42.0	43.3	
2 地 方 譲 与 税	1,276,000	6,593	1,282,593	0.5	0.5	
3 利 子 割 交 付 金	59,000	20,000	79,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	462,000	△ 7,000	455,000	0.2	0.2	
5 株式等譲渡所得割交付金	281,000	51,000	332,000	0.1	0.2	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,729,000	82,000	2,811,000	1.2	1.2	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	9,938,000	△ 30,000	9,908,000	4.2	4.0	
8 ゴルフ場利用税交付金	349,000	△ 21,000	328,000	0.1	0.1	
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	44	0	44	0.0	0.0	
10 環 境 性 能 割 交 付 金	363,000	△ 84,000	279,000	0.2	0.1	
11 地 方 特 例 交 付 金	477,000	71,433	548,433	0.2	0.2	
12 地 方 交 付 税	800,000	252,370	1,052,370	0.3	0.4	
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	59,000	1,000	60,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	159,052	13,844	172,896	0.1	0.1	
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,678,716	△ 238,795	2,439,921	1.1	1.0	
16 国 庫 支 出 金	67,101,669	2,175,089	69,276,758	28.2	28.2	
17 県 支 出 金	11,204,608	△ 660,917	10,543,691	4.7	4.3	
18 財 产 収 入	446,046	△ 17,107	428,939	0.2	0.2	
19 寄 附 金	330,867	308,700	639,567	0.1	0.3	
20 繰 入 金	18,515,001	△ 1,013,409	17,501,592	7.8	7.1	
21 繰 越 金	7,377,576	0	7,377,576	3.1	3.0	
22 諸 収 入	4,903,956	△ 152,808	4,751,148	2.1	1.9	
23 市 債	8,546,800	453,200	9,000,000	3.6	3.7	
合 計	237,736,807	8,013,193	245,750,000	100.0	100.0	

## 歳入の主な内訳

(単位：千円)

款	補正額	主な内訳		
		補正額	補正前	補正後
1 市 税	6,803,000	個 人 市 民 税	177,000	32,597,000 32,774,000
		法 人 市 民 税	6,200,000	9,952,000 16,152,000
		固 定 資 産 税	384,000	41,596,000 41,980,000
12 地方交付税	252,370	地 方 交 付 税 ( 普 通 交 付 税 )	252,370	600,000 852,370
16 国庫支出金	2,175,089	児 童 手 当 負 担 金	△ 178,430	5,144,999 4,966,569
		新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワクチン接種対策費負担金	44,712	0 44,712
		地 方 創 生 抱 点 整 備 交 付 金	119,000	125,000 244,000
		新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 応 地 方 創 生 臨 時 交 付 金	987,819	1,643,680 2,631,499
		子 育 て 支 援 施 設 等 利 用 給 付 費 交 付 金	△ 156,306	355,920 199,614
		道 路 メ ン テ ナ ン ス 事 業 費 补 助 金	129,250	0 129,250
		学 校 施 設 環 境 改 善 交 付 金	578,652	210,471 789,123
		都 市 構 造 再 編 集 中 事 業 費 补 助 金	107,400	0 107,400
		社 会 体 育 施 設 整 備 补 助 金	175,122	121,653 296,775
		社 会 资 本 整 備 総 合 交 付 金	609,905	2,064,727 2,674,632
17 県 支 出 金	△ 660,917	医 療 助 成 費 补 助 金	△ 129,509	1,017,963 888,454
		新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 協 力 金 交 付 事 業 費 补 助 金	△ 175,454	627,500 452,046
		準 用 河 川 改 修 費 补 助 金	△ 108,665	148,000 39,335
		国 勢 調 査 費 委 託 金	△ 66,314	215,128 148,814
19 寄 附 金	308,700	介 護 予 防 事 業 推 進 寄 附 金	500,000	0 500,000
23 市 債	453,200	教 育 債	1,788,000	1,441,800 3,229,800
合 計	8,013,193			

## (目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
1 議会費	885, 575	△ 12, 650	872, 925	0.4	0.3	
2 総務費	62, 727, 234	6, 723, 052	69, 450, 286	26.4	28.3	
3 民生費	62, 401, 367	△ 1, 198, 926	61, 202, 441	26.3	24.9	
4 衛生費	23, 855, 497	△ 406, 332	23, 449, 165	10.0	9.5	
5 労働費	915, 599	△ 3, 279	912, 320	0.4	0.4	
6 農林水産業費	3, 057, 533	△ 84, 739	2, 972, 794	1.3	1.2	
7 商工費	7, 079, 587	△ 1, 290, 629	5, 788, 958	3.0	2.4	
8 土木費	32, 255, 942	1, 299, 349	33, 555, 291	13.6	13.6	
9 消防費	7, 470, 587	△ 120, 713	7, 349, 874	3.1	3.0	
10 教育費	27, 367, 732	3, 246, 542	30, 614, 274	11.5	12.5	
11 災害復旧費	1, 041, 000	△ 60, 000	981, 000	0.4	0.4	
12 公債費	7, 949, 154	△ 48, 482	7, 900, 672	3.3	3.2	
13 諸支出金	30, 000	△ 30, 000	0	0.0	0.0	
14 予備費	700, 000	0	700, 000	0.3	0.3	
合計	237, 736, 807	8, 013, 193	245, 750, 000	100.0	100.0	

## 歳出の主な内訳

(単位：千円)

款	補正額	主な内訳			
		補正額	補正前	補正後	
2 総務費	6,723,052	財政調整基金積立金	7,590,554	100,000	7,690,554
		介護予防事業推進基金積立	550,000	0	550,000
		過誤納還付金	△ 630,000	1,051,000	421,000
3 民生費	△ 1,198,926	国民健康保険特別会計繰出金 介護保険事業特別会計繰出金	863,834 △ 190,830	2,398,335 4,066,183	3,262,169 3,875,353
		子ども医療助成費	△ 392,022	2,195,824	1,803,802
		私立認定こども園振興費	△ 328,932	1,280,377	951,445
		児童手当給付費	△ 205,000	7,350,000	7,145,000
4 衛生費	△ 406,332	豊田地域医療センター施設等整備費	△ 217,859	7,725,155	7,507,296
		医療従事者応援金負担金	122,989	16,020	139,009
7 商工費	△ 1,290,629	新型コロナウイルス感染症対策協力金交付費	△ 354,543	1,255,000	900,457
		中小企業等支援費	△ 292,800	700,000	407,200
		産業用地造成事業特別会計繰出金	△ 122,967	360,440	237,473
		信用保証料補助金	△ 359,538	756,000	396,462
8 土木費	1,299,349	特定道路改良促進費	245,771	325,188	570,959
		(仮)水辺ふれあいプラザ整備費	245,473	61,000	306,473
		街路建設費	462,637	2,320,126	2,782,763
		都心環境計画推進費	273,379	152,280	425,659
10 教育費	3,246,542	小学校施設整備費	1,850,200	689,880	2,540,080
		中学校施設整備費	1,122,100	382,147	1,504,247
		ものづくり科学創造推進費	311,700	54,612	366,312
		中央公園費	932,233	925,164	1,857,397
合計	8,013,193				

継続費補正（追加）

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	8 文化体育費	豊田スマイル改修事業 長寿命化改修事業	3,567,200	令和2	945,000
				3	595,100
				4	916,100
				5	1,111,000

継続費補正（変更）

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務費	南庁舎空調修繕・照明改修事業	1,527,000	令和元	12,700	1,477,000	令和元	12,700
				2	977,800			
				3	536,500			
	2 地域振興費	藤岡南交流館増築事業	109,100	元	16,400	90,926	元	16,400
				2	92,700		2	74,526
		若園交流館設計事業	49,300	元	13,500	47,767	元	13,500
				2	35,800		2	34,267
3 民生費	4 児童福祉費	高嶺こども園建設事業	1,050,000	平成30	66,500	1,042,590	平成30	66,500
				令和元	853,800		令和元	853,800
				2	129,700		2	122,290
		(仮)外來療育施設事業	875,100	平成30	145,900	842,067	平成30	145,900
				令和元	583,400		令和元	583,400
				2	145,800		2	112,767
4衛生費	1 保健衛生費	(仮)南部1次救急診療所建設事業	183,800	平成30	30,700	179,192	平成30	30,700
				令和元	122,600		令和元	122,600
				2	30,500		2	25,892
				元	44,000		元	44,000
7商工費	7商工費	市有建築物長寿命化改修事業 (産業文化センター)	88,000	2	44,000	82,115	2	38,115

継続費補正（変更） つづき

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後			
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕・耐震補強事業 (平成記念橋)	910,000	平成30	430,000	892,661	平成30	430,000	
				令和元	270,000		令和元	270,000	
				2	210,000		2	192,661	
	4 河川費	河川改良事業 (準用河川長田川)	1,660,000	2	370,000	1,660,000	2	146,300	
				3	609,000		3	609,000	
				4	255,000		4	309,000	
				5	253,000		5	343,000	
				6	153,000		6	208,000	
				7	20,000		7	44,700	
				元	1,088,000	2,445,000	元	1,088,000	
10 教育費	3 中学校	朝日丘中学校校舎増築事業	2,590,000	2	1,502,000		2	1,357,000	
				元	156,000	340,300	元	156,000	
	7 社会教育費	(仮) 豊田市博物館設計事業	304,300	2	148,300		2	148,300	
				3	36,000		3	36,000	
				396,800	2	198,400	361,800	2	198,400
		旧豊田東高等学校解体事業		3	198,400	3	163,400		
		762,000	平成30	123,000	745,000	平成30	123,000		
			旧保育施設存続整備事業 (その3)			令和元	290,000	令和元	290,000
						2	242,000	2	225,000
						3	96,000	3	9,000
						4	11,000	4	98,000
	8 文化体育費		市有建築物長寿命化改修事業 (市民文化会館)		元	63,700	110,550	元	63,700
					2	63,700		2	46,850
		足助プール改築事業	305,000	元	213,500	296,856	元	213,500	
				2	91,500		2	83,356	

繰越明許費補正（追加）

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民 生 費	3 老 人 福 祉 費	高 齢 者 福 祉 施 設 非 常 用 自 家 発 電 設 備 整 備 補 助 事 業	5,300
5 労 働 費	1 労 働 費	中 小 企 業 等 雇 用 調 整 補 助 事 業	500,000
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	路 面 舗 装 修 繕 事 業	170,200
		橋 り よ う 定 期 点 檢 事 業	152,000
		橋 り よ う 修 繕 事 業 ( 日 影 歩 道 橋 外 2 橋 )	50,000
		橋 り よ う 耐 震 补 強 事 業 ( 足 助 記 念 橋 )	42,200
		市 道 新 設 事 業 ( 市 道 中 垣 内 九 久 平 1 号 線 )	185,000
		市 道 新 設 事 業 ( 市 道 藤 岡 北 一 色 迫 線 外 1 路 線 )	6,900
		市 道 改 良 事 業 ( 市 道 鍋 田 1 号 線 外 3 路 線 )	14,000
		市 道 改 良 事 業 ( 市 道 道 立 岩 平 古 線 )	12,000
		市 道 改 良 事 業 ( 市 道 松 平 足 助 線 )	35,000
		市 道 改 良 事 業 ( 市 道 築 山 堤 立 線 )	17,000
		市 道 改 良 事 業 ( 市 道 三 好 岡 崎 線 )	35,000
3 交 通 安 全 施 設 費		步 道 設 置 事 業 ( 市 道 千 足 深 田 山 線 外 2 路 線 )	104,000
		步 道 設 置 事 業 ( 市 道 高 嶺 通 学 線 )	60,000
4 河 川 費		洪 水 ハ ザ ー ド マ ッ プ 作 成 事 業	12,000
		流 域 貯 留 施 設 整 備 事 業 ( 米 田 池 )	63,000

繰越明許費補正（追加）つづき

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
8 土木費	5 都市計画費	公 共 施 設 管 理 者 負 担 事 業 ( 土 橋 土 地 区 画 整 理 事 業 )	386,500
		公 共 施 設 管 理 者 負 担 事 業 ( 寺 部 土 地 区 画 整 理 事 業 )	141,100
		公 共 施 設 管 理 者 負 担 事 業 ( 花 園 土 地 区 画 整 理 事 業 )	558,500
		街 路 建 設 事 業 ( 都 市 計 画 道 路 豊 栄 沢 合 線 )	230,000
		名 鉄 三 河 線 若 林 駅 付 近 連 続 立 体 交 差 事 業	726,000
		特 定 道 路 改 良 促 進 事 業 ( 豊 田 南 バ イ パ ス 関 連 市 道 宮 町 本 新 線 外 1 路 線 )	56,000
		特 定 道 路 改 良 促 進 事 業 ( 豊 田 北 バ イ パ ス 関 連 市 道 若 草 4 号 線 )	30,000
		特 定 道 路 改 良 促 進 事 業 ( 豊 田 北 バ イ パ ス 関 連 市 道 扶 桑 1 号 線 )	29,000
		中 央 公 園 第 二 期 整 備 用 地 調 査 事 業	60,000
		農 業 用 送 水 管 測 量 設 計 事 業	24,300
10 教育費	2 小学校費	保 全 改 修 ・ ト イ レ 再 整 備 事 業 ( 根 川 小 学 校 外 1 1 校 )	1,396,400
		バ リ ア フ リ 一 化 整 備 事 業 ( 市 木 小 学 校 外 2 校 )	243,800
		屋 外 遊 具 整 備 事 業 ( 野 見 小 学 校 外 1 2 校 )	210,000
	3 中学校費	保 全 改 修 ・ ト イ レ 再 整 備 事 業 ( 猿 投 台 中 学 校 外 5 校 )	1,122,100
	7 社会教育費	と よ た 科 学 体 驗 館 プ ラ ネ タ リ ウ ム 改 修 事 業	312,000
		旧 鈴 木 家 住 宅 給 水 工 事 負 担 事 業	1,200

繰越明許費補正（追加）つづき

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	1 災害復旧費	農業施設災害復旧事業	47,200
		土木施設災害復旧事業	8,000

繰越明許費補正（変更）

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
6 農林水産業費	2 農地費	地籍調査事業	26,800	74,800

債務負担行為補正（追加）

(単位：千円)

事項	期間	限度額
ものづくり創造拠点実証ファーム 仮設事業務所等借上	令和3年度から 令和4年度まで	12,300

債務負担行為補正（変更）

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
防災ラジオ取得事業	令和3年度	20,000	令和3年度	115,800

## 地方債補正（追加）

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 頓	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小 学 校 事 業 費	809,500	普通貸借 又 は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	融資条件又は 債権者との協 定による。

## 地方債補正（変更）

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 限	正 度	前 頓	補 限	正 度	後 頓
地 域 振 興 事 業 費			465,500			426,700
児 童 福 祉 事 業 費			113,300			0
農 地 事 業 費			24,600			23,600
林 業 事 業 費			0			33,400
道 路 橋 り よ う 事 業 費			523,900			329,900
交 通 安 全 施 設 事 業 費			190,700			55,100
河 川 事 業 費			247,000			133,700
都 市 計 画 事 業 費			3,764,300			3,095,200
消 防 事 業 費			300,100			297,000
中 学 校 事 業 費			523,500			1,075,400
社 会 教 育 事 業 費			195,500			157,800
文 化 体 育 事 業 費			722,800			1,187,100
災 害 復 旧 事 業 費			400,000			300,000

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区分	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
人件費	33,037,227	△ 378,428	32,658,799	13.9	13.3	
物件費	36,182,732	△ 1,340,081	34,842,651	15.2	14.2	
維持補修費	3,334,057	173,490	3,507,547	1.4	1.4	
扶助費	33,259,233	△ 652,186	32,607,047	14.0	13.3	
補助費等	71,108,631	△ 2,798,924	68,309,707	29.9	27.8	
普通建設事業費	39,926,155	4,606,928	44,533,083	16.8	18.1	
災害復旧事業費	1,041,000	△ 60,000	981,000	0.4	0.4	
公債費	7,949,154	△ 48,482	7,900,672	3.4	3.2	
積立金	108,061	8,155,914	8,263,975	0.1	3.4	
投資及び出資金	572,000	△ 115,899	456,101	0.2	0.2	
貸付金	531,000	0	531,000	0.2	0.2	
繰出金	9,987,557	470,861	10,458,418	4.2	4.2	
予備費	700,000	0	700,000	0.3	0.3	
合計	237,736,807	8,013,193	245,750,000	100.0	100.0	

(単位：千円)

		(歳 入)		
議案第19号 国民健康保険	款	補正前の額	補正額	計
	1 国民健康保険税	7,573,919	86,413	7,660,332
	2 国庫支出金	3,741	21,337	25,078
	3 県支出金	22,865,228	△ 187,242	22,677,986
	4 財産収入	2,314	544	2,858
	5 繰入金	3,327,782	1,004,509	4,332,291
	6 繰越金	20,000	80,223	100,223
	7 諸収入	174,048	△ 61,868	112,180
	合 計	33,967,032	943,916	34,910,948

  

		(歳 出)		
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	397,978	△ 8,351	389,627
	2 保険給付費	22,591,664	42,690	22,634,354
	3 国民健康保険事業費納付金	10,541,561	0	10,541,561
	4 保健事業費	367,413	△ 1,763	365,650
	5 基金積立金	2,314	926,040	928,354
	6 諸支出金	61,102	△ 14,700	46,402
	7 予備費	5,000	0	5,000
	合 計	33,967,032	943,916	34,910,948

(単位：千円)

議案第20号 都市計画事業 土地区画整理 (土 橋)	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 事 業 収 入	1	△ 1	0	
2 負 担 金	964, 200	△ 293, 950	670, 250	
3 使用料及び手数料	110	△ 30	80	
4 繰 入 金	693, 930	290, 489	984, 419	
5 繰 越 金	1	3, 522	3, 523	
6 諸 収 入	172	△ 30	142	
合 計	1, 658, 414	0	1, 658, 414	
都市計画事業 土地区画整理 (寺 部)	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 土橋土地区画整理費	1, 658, 414	0	1, 658, 414	
合 計	1, 658, 414	0	1, 658, 414	
都市計画事業 土地区画整理 (寺 部)	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 事 業 収 入	104, 000	43, 961	147, 961	
2 負 担 金	192, 000	43, 020	235, 020	
3 使用料及び手数料	160	0	160	
4 繰 入 金	150, 947	△ 89, 940	61, 007	
5 繰 越 金	1	1, 950	1, 951	
6 諸 収 入	148	855	1, 003	
合 計	447, 256	△ 154	447, 102	
都市計画事業 土地区画整理 (寺 部)	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 寺部土地区画整理費	447, 256	△ 154	447, 102	
合 計	447, 256	△ 154	447, 102	

(単位：千円)

(歳 入)				
	款	補正前の額	補正額	計
都市計画事業 地区画整理 つづき (花園)	1 事 業 収 入	1	6, 812	6, 813
	2 負 担 金	1, 705, 600	264, 530	1, 970, 130
	3 使用料及び手数料	80	△ 5	75
	4 繰 入 金	1, 510, 902	△ 271, 718	1, 239, 184
	5 繰 越 金	640	0	640
	6 諸 収 入	125	△ 30	95
	合 計	3, 217, 348	△ 411	3, 216, 937

  

(歳 出)				
	款	補正前の額	補正額	計
	1 花園地区画整理費	3, 217, 348	△ 411	3, 216, 937
	合 計	3, 217, 348	△ 411	3, 216, 937

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
都市計画事業 土地区画整理 つづき				平成 10	70,000		平成 10	70,000
継続費補正 (変更)				11	97,000		11	97,000
				12	197,000		12	197,000
				13	101,000		13	101,000
				14	34,000		14	34,000
				15	62,000		15	62,000
				16	235,000		16	235,000
				17	1,589,000		17	1,589,000
				18	1,708,000		18	1,708,000
				19	2,315,000		19	2,315,000
				20	2,613,000		20	2,613,000
				21	2,975,000		21	2,975,000
				22	3,423,000		22	3,423,000
				23	2,740,000		23	2,740,000
				24	1,820,000		24	1,820,000
				25	1,606,000		25	1,606,000
				26	2,026,000		26	2,026,000
				27	2,395,000		27	2,395,000
				28	4,126,000		28	4,126,000
				29	2,974,000		29	2,974,000
				30	1,444,000		30	1,444,000
				今和 元	1,476,000		今和 元	1,476,000
				2	1,565,000		2	1,565,000
				3	408,000		3	460,000
				4	137,000		4	85,000
				5	81,000		5	81,000
				6	58,000		6	58,000
				7	15,000		7	15,000
			38,290,000			38,290,000		

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
都市計画事業 地区画整理 つづき	寺 土 地 寺 土 地 区 画 整理費	豊田都市計画 寺 土 地 区 画 整理費	14,841,000	平成 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 令和 元 2 3 4	9,000 259,000 112,000 35,000 300,000 1,253,000 777,000 1,112,000 2,240,000 2,446,000 2,894,000 1,225,000 1,040,000 385,000 669,000 85,000	14,841,000	平成 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 令和 元 2 3 4	9,000 259,000 112,000 35,000 300,000 1,253,000 777,000 1,112,000 2,240,000 2,446,000 2,894,000 1,225,000 1,040,000 385,000 230,000 524,000
継続費補正 (変更) つづき	花 土 地 花 土 地 区 画 整理費	豊田都市計画 花 土 地 区 画 整理費	20,975,000	平成 22 23 24 25 26 27 28 29 30 令和 元 2 3 4 5 6	40,000 130,000 50,000 266,000 452,000 1,380,000 2,336,000 2,853,000 2,880,000 4,034,000 3,127,500 2,135,000 876,000 292,000 123,500	20,975,000	平成 22 23 24 25 26 27 28 29 30 令和 元 2 3 4 5 6	40,000 130,000 50,000 266,000 452,000 1,380,000 2,336,000 2,853,000 2,880,000 4,034,000 3,127,500 2,211,800 800,000 292,000 122,700

(単位：千円)

		(歳 入)		
議案第21号 卸 売 市 場	款	補正前の額	補正額	計
		1 使用料及び手数料	100,468	△ 7,098 93,370
		2 繰 入 金	32,898	△ 2,898 30,000
		3 繰 越 金	1	13,551 13,552
		4 諸 収 入	70,567	△ 4,474 66,093
	合 計		203,934	△ 919 203,015
	(歳 出)			
議案第22号 水道水源 保全事業	款	補正前の額	補正額	計
		1 卸 売 市 場 費	203,434	△ 919 202,515
		2 予 備 費	500	0 500
		合 計	203,934	△ 919 203,015
	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
		1 負 担 金	45,031	159 45,190
		2 財 産 収 入	456	△ 27 429
		3 寄 附 金	1	0 1
		4 繰 入 金	34,861	△ 3,067 31,794
		5 繰 越 金	1	798 799
	款	6 諸 収 入	2	0 2
		合 計	80,352	△ 2,137 78,215
	(歳 出)			
	補正前の額	補正額	計	
	1 水道水源保全費	80,352	△ 2,137 78,215	
	合 計		80,352	△ 2,137 78,215
	(繰越明許費)			
	款	項	事 業 名	金 額
	1 水道水源 保全費	1 水道水源 保全費	水道水源保全基金 PR動画作成等事業	2,200

(単位：千円)

議案第23号 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 事 業 収 入	9,703	△ 7,169	2,534	
2 繰 入 金	4,911	0	4,911	
3 繰 越 金	1	8,340	8,341	
4 諸 収 入	3	△ 1	2	
5 市 債	6,161	△ 1,161	5,000	
合 計	20,779	9	20,788	

  

	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 貸 付 事 業 費	19,511	0	19,511	
2 公 債 費	821	0	821	
3 諸 支 出 金	447	9	456	
合 計	20,779	9	20,788	

  

(地方債補正(変更))			
起 債 の 目 的	補正前限度額	補正後限度額	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	6,161	5,000	

(単位：千円)

		(歳 入)		
		款	補正前の額	補正額
議案第24号 介護保険事業	1 保 險 料	6, 508, 250	65, 710	6, 573, 960
	2 手 数 料	1, 405	△ 340	1, 065
	3 国 庫 支 出 金	4, 834, 314	△ 249, 068	4, 585, 246
	4 支 払 基 金 交 付 金	6, 650, 340	△ 563, 518	6, 086, 822
	5 県 支 出 金	3, 652, 980	△ 266, 523	3, 386, 457
	6 財 産 収 入	2, 329	2, 600	4, 929
	7 寄 附 金	1	0	1
	8 繰 入 金	4, 608, 748	△ 733, 395	3, 875, 353
	9 繰 越 金	1	574, 279	574, 280
	10 諸 収 入	6, 712	550	7, 262
合 計		26, 265, 080	△ 1, 169, 705	25, 095, 375
		(歳 出)		
		款	補正前の額	補正額
	1 総 务 費	664, 884	△ 27, 644	637, 240
	2 保 險 給 付 費	23, 868, 154	△ 1, 247, 000	22, 621, 154
	3 地 域 支 援 事 業 費	1, 712, 024	△ 78, 684	1, 633, 340
	4 基 金 積 立 金	1	136, 564	136, 565
	5 諸 支 出 金	10, 017	47, 059	57, 076
	6 予 備 費	10, 000	0	10, 000
	合 計	26, 265, 080	△ 1, 169, 705	25, 095, 375

(単位：千円)

議案第25号 財産区（盛岡）	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 財 産 収 入	3,781	10	3,791	
2 繰 入 金	617	0	617	
3 繰 越 金	1	590	591	
4 諸 収 入	2	20	22	
合 計	4,401	620	5,021	
財産区（賀茂）	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費	4,400	△ 965	3,435	
2 基 金 積 立 金	1	1,585	1,586	
合 計	4,401	620	5,021	
財産区（賀茂）	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 財 産 収 入	126	△ 12	114	
2 繰 入 金	6,965	0	6,965	
3 繰 越 金	1	144	145	
4 諸 収 入	2	0	2	
合 計	7,094	132	7,226	
財産区（賀茂）	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費	7,093	△ 3,655	3,438	
2 基 金 積 立 金	1	3,787	3,788	
合 計	7,094	132	7,226	

(単位：千円)

		(歳 入)		
議案第26号 後期高齢者医療	款	補正前の額	補正額	計
	1 後期高齢者医療保険料	4,925,273	88,584	5,013,857
	2 繰 入 金	760,199	△ 5,109	755,090
	3 繰 越 金	1,000	42,320	43,320
	4 諸 収 入	10,967	△ 38	10,929
	合 計	5,697,439	125,757	5,823,196

  

		(歳 出)		
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総 務 費	127,721	△ 40	127,681
	2 広 域 連 合 納 付 金	5,559,231	125,797	5,685,028
	3 諸 支 出 金	10,487	0	10,487
	合 計	5,697,439	125,757	5,823,196

(単位：千円)

		(歳 入)			
議案第27号 産業用地 造成事業	款	補正前の額	補正額	計	
	1 事 業 収 入	1	△ 1	0	
	2 繰 入 金	360, 440	△ 122, 967	237, 473	
	3 繰 越 金	1	245	246	
	4 諸 収 入	24	△ 5	19	
	合 計	360, 466	△ 122, 728	237, 738	

  

		(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計	
	1 産業用地造成費	350, 465	△ 112, 727	237, 738	
	2 諸 支 出 金	1	△ 1	0	
	3 予 備 費	10, 000	△ 10, 000	0	
	合 計	360, 466	△ 122, 728	237, 738	

  

(継続費補正(変更))								
款	項	事 業 名	補 正 前		補 正 後			
			総 額	年 度	年 割 額	総 額		
1 産業用地造成費	1 産業用地造成費	花本地区産業用地造成事業	1, 900, 000	平成 30	700, 000	1, 789, 699	平成 30	700, 000
				令和 元	900, 000		令和 元	900, 000
				2	300, 000		2	189, 699



令和2年度

豊田市水道事業会計補正予算資料

(3月補正)

令和2年度 水道事業会計 3月補正予算（議案第28号）

1 収益的収入及び支出

○水道事業収益

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
営業収益	給水収益 8,491,932	△ 82,112	8,409,820	水道料金 △ 82,112
	その他営業収益 20,073	△ 7,403	12,670	指定工事業者登録・更新及び立会検査手数料 529 配水管移設工事収益 258 配水管修繕工事収益 △ 290 消火栓維持修繕工事収益 △ 7,900
営業外収益	受取利息 1,014	5,485	6,499	預金利息 5,485
	他会計負担金 47,546	0	47,546	
	他会計補助金 1,400,000	△ 76,000	1,324,000	一般会計補助金(臨時特別) △ 76,000
	長期前受金戻入 1,374,236	△ 48,331	1,325,905	
	雑収益 168,028	19,604	187,632	下水道使用料金徴収業務負担金 △ 3,206 水道サービス協会委託料剰余金等 28,163 その他 △ 5,353
特 別 利 益	135	1,179	1,314	過年度損益修正益 1,179
合 計	11,502,964	△ 187,578	11,315,386	

○水道事業費用

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
営業費用	原水及び浄水費 3,648,463	△ 39,010	3,609,453	浄水施設管理費 △ 38,998 その他 △ 12
	配水及び給水費 1,516,992	△ 74,355	1,442,637	人件費 △ 10,000 配水施設管理費 △ 32,880 配水管維持管理費 △ 24,780 給水事業費 △ 5,299 水道メーター管理費 △ 934 その他 △ 462
	業務費 374,450	△ 4,163	370,287	人件費 △ 2,000 業務事務費 △ 1,272 その他 △ 891
	総係費 199,197	△ 19,719	179,478	人件費 △ 56 普及宣伝費 △ 239 電子計算機器費 △ 2,003 その他 △ 17,421
減価償却費	4,767,758	△ 186,550	4,581,208	有形固定資産減価償却費 △ 186,550
資産減耗費	265,120	△ 21,554	243,566	固定資産除却費 △ 21,554
営業外費用	支払利息 274,903	△ 1,078	273,825	企業債償還利息 △ 1,078
	雑支出 3,124	△ 1	3,123	
	消費税及び地方消費税 94,436	0	94,436	
特 別 損 失	9,575	△ 641	8,934	固定資産売却損 359 過年度損益修正損 △ 1,000
合 計	11,154,018	△ 347,071	10,806,947	
収 支	348,946	159,493	508,439	

## 2 資本的収入及び支出

### ○資本的収入

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主な内訳
収 入	企業債	800,000	0	800,000
	工事分担金	1,230,348	△ 40,792	消火栓設置工事分担金 △ 2,809 下水道関連支障移転工事分担金 △ 46,120 区画整理事業等分担金 △ 65,259 加算分担金 △ 1,020 土木工事支障移転工事分担金 74,416
	国庫補助金	78,755	△ 4,427	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 △ 4,427
	県補助金	75,900	△ 8,900	緊急時給水拠点確保等事業(管路) △ 17,500 緊急時給水拠点確保等事業(施設) 5,950 水道管路耐震化等推進事業 2,650
	固定資産 売却収入	666	141	水道メーター 141
	給水負担金	226,457	△ 16,569	新規給水負担金 △ 16,186 メーター負担金 △ 383
	他会計負担金	178,475	0	178,475
合 計		2,590,601	△ 70,547	2,520,054

### ○資本的支出

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主な内訳
建 設 改 良 費	水道拡張費	601,534	△ 78,277	人件費 △ 5,000 拡張事業費 △ 73,232 豊田・岡崎地区研究開発施設送水事業 △ 73,232 その他 △ 45
	水道整備費	6,599,683	△ 894,716	人件費 △ 4,000 配水施設等整備費 △ 278,159 老朽化対策 △ 243,000 その他 △ 35,159 水道管整備費 △ 588,043 新設 △ 19,666 老朽化対策 △ 70,310 下水道事業支障移転 △ 138,000 区画整理等開発関連 △ 40,421 給水申込関連事業 △ 67,000 土木工事支障移転 △ 252,403 その他 △ 243 災害対策事業費 △ 3,000 企画・計画事業 △ 18,927 その他 △ 2,587
	固定資産 購入費	161,250	△ 40,394	水道メーター △ 29,858 水質検査機器等 △ 10,536
	償還金	1,490,663	0	1,490,663
	合 計	8,853,130	△ 1,013,387	7,839,743
	取 支	△ 6,262,529	942,840	△ 5,319,689

\* 収支不足額5,319,689千円は、損益勘定留保資金等により補填。



令和2年度

豊田市下水道事業会計補正予算資料

(3月補正)

令和2年度 下水道事業会計 3月補正予算（議案第29号）

1 収益的収入及び支出

○下水道事業収益

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
當業収益	下水道収益	4,199,087	10,412	4,209,499 下水道使用料 10,412
	他会計負担金	571,516	△ 29,739	雨水処理一般会計負担金 △ 29,739
	その他當業収益	50	0	50
當業外収益	受取利息	78	1,331	預金利息 1,331
	他会計負担金	2,099,461	△ 48,047	汚水処理等一般会計負担金 △ 48,047
	他会計補助金	158,994	△ 1,100	汚水処理等一般会計補助金 △ 1,100
	国庫補助金	53,815	△ 25,975	社会資本整備総合交付金 △ 25,975
	長期前受金戻入	1,831,208	△ 21,133	1,810,075
	雑収益	2,396	480	受益者負担金延滞金 29 目的外使用料 198 その他 253
特 別 利 益	8	582	590	過年度損益修正益 582
合 計	8,916,613	△ 113,189	8,803,424	

○下水道事業費用

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
當業費用	汚水管渠費	335,639	△ 1,773	汚水管渠管理費 △ 959 下水道管理システム費 △ 59 水質管理費 △ 750
	汚水ポンプ場費	73,875	0	73,875
	汚水処理場費	253,394	△ 74	汚水処理場管理費 △ 71
	流域下水道維持管理負担金	1,304,048	0	1,304,048
	雨水施設費	108,292	△ 3,102	雨水ポンプ場管理費 △ 123 雨水管渠管理費 △ 2,469 雨水貯留浸透施設補助金 △ 310 その他 △ 200
	業務費	200,241	△ 5,174	人件費 △ 13 使用料徴収費 △ 3,206 雨水貯留施設転用補助金 △ 240 水洗便所改造資金利子補給金 △ 366 汚水ポンプ施設設置費補助金 △ 1,300
	総係費	103,827	△ 4,730	普及宣伝費 △ 510 電子計算機器費 △ 1,001 その他 △ 3,219
	減価償却費	4,972,753	△ 20,470	固定資産減価償却費 △ 20,470
	資産減耗費	171,020	△ 114,058	固定資産除却費 △ 114,058
當業外費用	支払利息	717,065	△ 23,293	企業債償還利息 △ 23,293
	雑支出	539	0	539
	消費税及び地方消費税	22,963	235,725	258,688
	特 別 損 失	4,514	△ 200	過年度損益修正損 △ 200
合 計	8,268,170	62,851	8,331,021	
收 支	648,443	△ 176,040	472,403	

## 2 資本的収入及び支出

### ○資本的収入

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
収 入	企業債	1,447,800	△ 43,900	公共下水道事業債 △ 27,000 流域下水道事業債 △ 16,900
	出資金	542,000	△ 121,440	420,560 区画整理事業分等 △ 121,440
	国庫補助金	983,852	208,458	1,192,310 社会資本整備総合交付金 △ 33,042 浸水対策下水道事業費補助金 234,500 農山漁村地域整備補助金 7,000
	県補助金	8,000	△ 7,200	800 市町村下水道事業費補助金 △ 200 農山漁村地域整備補助金 △ 7,000
	受益者負担金	124,116	80,813	204,929
	工事負担金	70,480	△ 19,353	51,127 污水管移設公共補償金 △ 19,353
合 計		3,176,248	97,378	3,273,626

### ○資本的支出

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
建 設 改 良 費	管渠整備費	4,453,623	157,035	4,610,658 人件費 △ 5,009 汚水管渠建設事業 △ 4,433 汚水管渠支障移転事業 △ 8,580 雨水管渠更新事業 177,600 耐震対策 177,600 企画・計画事業 △ 1,843 その他 △ 700
	ポンプ場整備費	13,584	0	13,584
	処理場整備費	32,209	△ 19,684	12,525 汚水処理場更新事業 △ 19,684 老朽化対策 △ 6,475 耐震対策 △ 13,209
	流域下水道建設負担金	110,273	△ 11,851	98,422 矢作川流域 △ 7,171 境川流域 △ 4,680
	償還金	2,881,284	0	2,881,284
	合 計	7,490,973	125,500	7,616,473
収 支	△ 4,314,725	△ 28,122	△ 4,342,847	

\* 収支不足額4,342,847千円は、損益勘定留保資金等により補填。



令和 3 年度

豊田市 一般会計 特別会計 当初予算資料



令和3年度 各会計別当初予算総括表

(単位：千円・%)

区分		令和3年度	構成比	令和2年度	構成比	比較	増減率	備考
一般会計		179,800,000	72.0	182,600,000	71.7	△ 2,800,000	△ 1.5	議案第30号
特別会計	国民健康保険	34,566,572	13.9	33,948,619	13.3	617,953	1.8	議案第31号
	土橋	553,366	0.2	1,661,297	0.7	△ 1,107,931	△ 66.7	
	寺部	290,038	0.1	455,395	0.2	△ 165,357	△ 36.3	議案第32号
	花園	2,301,645	0.9	3,214,166	1.3	△ 912,521	△ 28.4	
	分譲住宅建設	11,289	0.0	7,458	0.0	3,831	51.4	議案第33号
	卸売市場	219,251	0.1	207,027	0.1	12,224	5.9	議案第34号
	水道水源保全	101,706	0.0	80,352	0.0	21,354	26.6	議案第35号
	母子父子寡婦福祉	14,286	0.0	20,779	0.0	△ 6,493	△ 31.2	議案第36号
	介護保険	25,694,182	10.3	26,271,457	10.3	△ 577,275	△ 2.2	議案第37号
	財産区	盛岡	4,030	0.0	4,401	0.0	△ 371	△ 8.4
		賀茂	6,581	0.0	7,094	0.0	△ 513	△ 7.2
後期高齢者医療		5,965,741	2.4	5,691,993	2.2	273,748	4.8	議案第39号
産業用地造成	花本	27,003	0.0	360,466	0.2	△ 333,463	△ 92.5	
	豊田東 インター チェンジ 周辺	109,986	0.1	—	—	109,986	皆増	議案第40号
小計		69,865,676	28.0	71,930,504	28.3	△ 2,064,828	△ 2.9	
合計 (一般会計+特別会計)		249,665,676	100.0	254,530,504	100.0	△ 4,864,828	△ 1.9	
企業会計	水道事業	収入	15,317,183	—	14,093,565	—	1,223,618	8.7
		支出	21,773,619	—	20,007,148	—	1,766,471	8.8
	下水道事業	収入	12,075,229	—	12,092,861	—	△ 17,632	△ 0.1
		支出	16,111,162	—	15,759,143	—	352,019	2.2
支出合計		37,884,781	—	35,766,291	—	2,118,490	5.9	
総計 (一般会計+特別会計 +企業会計)		287,550,457	—	290,296,795	—	△ 2,746,338	△ 0.9	

## 一般会計款別集計表

令和3年度当初予算 (議案第30号)

(歳入)

(単位:千円・%)

款	令和3年度	構成比	令和2年度	構成比	比較	増減率
1 市 税	93,462,233	52.0	99,679,472	54.6	△ 6,217,239	△ 6.2
2 地 方 譲 与 税	1,256,860	0.7	1,276,000	0.7	△ 19,140	△ 1.5
3 利 子 割 交 付 金	56,000	0.0	59,000	0.0	△ 3,000	△ 5.1
4 配 当 割 交 付 金	420,000	0.2	462,000	0.2	△ 42,000	△ 9.1
5 株式等譲渡所得割交付金	318,000	0.2	281,000	0.2	37,000	13.2
6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,442,000	1.4	2,729,000	1.5	△ 287,000	△ 10.5
7 地 方 消 費 税 交 付 金	9,961,000	5.5	9,938,000	5.4	23,000	0.2
8 ゴルフ場利用税交付金	343,000	0.2	349,000	0.2	△ 6,000	△ 1.7
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0	44	0.0	△ 43	△ 97.7
10 環 境 性 能 割 交 付 金	323,000	0.2	363,000	0.2	△ 40,000	△ 11.0
11 地 方 特 例 交 付 金	1,701,000	1.0	477,000	0.3	1,224,000	256.6
12 地 方 交 付 税	200,000	0.1	800,000	0.4	△ 600,000	△ 75.0
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	59,000	0.0	59,000	0.0	0	0.0
14 分 担 金 及 び 負 担 金	120,316	0.1	159,052	0.1	△ 38,736	△ 24.4
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,687,265	1.5	2,678,716	1.5	8,549	0.3
16 国 庫 支 出 金	23,413,508	13.0	20,368,732	11.2	3,044,776	14.9
17 県 支 出 金	10,838,599	6.0	10,244,127	5.6	594,472	5.8
18 財 产 収 入	379,703	0.2	446,046	0.2	△ 66,343	△ 14.9
19 寄 附 金	163,645	0.1	103,767	0.1	59,878	57.7
20 繰 入 金	13,438,408	7.5	16,836,628	9.2	△ 3,398,220	△ 20.2
21 繰 越 金	2,000,000	1.1	2,000,000	1.1	0	0.0
22 諸 収 入	5,216,462	2.9	5,790,416	3.2	△ 573,954	△ 9.9
23 市 債	11,000,000	6.1	7,500,000	4.1	3,500,000	46.7
合 计	179,800,000	100.0	182,600,000	100.0	△ 2,800,000	△ 1.5

歳入の主な内訳

(単位:千円・%)

款	令和3年度	令和2年度	増減率	主な内訳
1 市 税	93,462,233	99,679,472	△ 6.2	市民税 38,383,000 個人市民税 30,786,000 法人市民税 7,597,000 固定資産税 39,980,067 市たばこ税 2,565,001 事業所税 7,411,000 都市計画税 4,121,000
14 分担金及び負担金	120,316	159,052	△ 24.4	こども園運営費負担金 78,954
15 使用料及び手数料	2,687,265	2,678,716	0.3	こども園保育料 167,782 こども発達センター診療収入 178,128 道路・河川等占用料 249,000 都市公園使用料 232,275 市営住宅使用料 524,791 塵芥処理手数料 473,514
16 国庫支出金	23,413,508	20,368,732	14.9	障がい者自立支援 3,427,904 事業費負担金 障がい児入所給付費等負担金 821,529 児童手当負担金 5,025,464 児童扶養手当負担金 367,774 生活保護費負担金 3,050,478 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 1,730,520 重層的支援体制整備 事業交付金 376,636 子ども・子育て支援交付金 416,553 教育・保育給付費交付金 2,331,101 道整備交付金 636,000 連続立体交差事業費補助金 440,000 社会資本整備総合交付金 1,140,307 都市構造再編集中 事業費補助金 642,677

(単位：千円・%)

款	令和3年度	令和2年度	増減率	主な内訳
17 県支出金	10,838,599	10,244,127	5.8	障がい者自立支援事業費負担金 1,713,952 障がい児入所給付費等負担金 410,764 後期高齢者医療保険 基盤安定拠出金 513,782 教育・保育給付費負担金 1,081,705 児童手当負担金 1,082,764 国民健康保険基盤安定負担金 1,001,411 医療助成費補助金 993,620 福祉給付金支給費補助金 388,299 介護施設等整備事業費補助金 298,533 重層的支援体制整備 事業交付金 161,254 子ども・子育て支援交付金 409,512 教育・保育給付費補助金 194,600 私立幼稚園授業料等 軽減補助金 128,441 土地改良事業費補助金 115,224 多面的機能支払補助金 134,622 準用河川改修費補助金 187,000 県民税徵收取扱費委託金 690,000 衆議院議員総選挙 執行経費委託金 167,613
18 財産収入	379,703	446,046	△ 14.9	土地建物貸付収入 203,839 土地売払収入 65,003
19 寄附金	163,645	103,767	57.7	一般寄附金 150,000 動物愛護寄附金 7,000
20 繰入金	13,438,408	16,836,628	△ 20.2	財政調整基金繰入金 8,700,000 公共施設安全安心基金繰入金 900,000 幹線道路建設基金繰入金 600,000 保健医療福祉基金繰入金 2,400,000

(単位：千円・%)

款	令和3年度	令和2年度	増減率	主な内訳
22 諸 収 入	5,216,462	5,790,416	△ 9.9	小規模企業等振興資金元金収入 344,000 商工業者事業資金元金収入 168,000 後期高齢者医療広域連合受託事業収入 171,060 清掃事務受託事業収入 118,980 給食費収入 2,358,781 放課後児童健全育成事業 参加者負担金 285,273 広告料収入 8,246 渡刈クリーンセンター売電収入 292,660
23 市 債	11,000,000	7,500,000	46.7	総務債 789,700 民生債 35,900 衛生債 415,000 農林水産業債 97,100 土木債 3,822,000 消防債 159,500 教育債 3,180,800 減収補填債 2,500,000
合 計	179,800,000	182,600,000	△ 1.5	

## (目的別歳出)

(単位:千円・%)

款	令和3年度	構成比	令和2年度	構成比	比較	増減率
1 議会費	894,316	0.5	916,079	0.5	△ 21,763	△ 2.4
2 総務費	19,374,050	10.8	19,054,016	10.4	320,034	1.7
3 民生費	63,290,135	35.2	60,193,736	33.0	3,096,399	5.1
4 衛生費	19,620,693	10.9	21,392,170	11.7	△ 1,771,477	△ 8.3
5 労働費	153,381	0.1	146,769	0.1	6,612	4.5
6 農林水産業費	2,888,368	1.6	3,018,745	1.7	△ 130,377	△ 4.3
7 商工費	4,028,597	2.2	4,061,536	2.2	△ 32,939	△ 0.8
8 土木費	26,726,773	14.9	31,512,345	17.3	△ 4,785,572	△ 15.2
9 消防費	7,093,515	3.9	7,360,300	4.0	△ 266,785	△ 3.6
10 教育費	27,656,631	15.4	26,531,150	14.5	1,125,481	4.2
11 災害復旧費	250,000	0.1	234,000	0.1	16,000	6.8
12 公債費	7,293,541	4.1	7,949,154	4.4	△ 655,613	△ 8.2
13 諸支出金	30,000	0.0	30,000	0.0	0	0.0
14 予備費	500,000	0.3	200,000	0.1	300,000	150.0
合計	179,800,000	100.0	182,600,000	100.0	△ 2,800,000	△ 1.5

歳出の主な内訳

(単位:千円・%)

款	令和3年度	令和2年度	増減率	主な内訳
2 総務費	19,374,050	19,054,016	1.7	職員退職手当 1,355,199 新生児お祝い金給付費補助金 350,000 桧母地域振興費 329,918 高橋地域振興費 177,607 上郷地域振興費 140,733 高岡地域振興費 282,579 猿投地域振興費 181,753 松平地域振興費 91,028 藤岡地域振興費 331,420 小原地域振興費 255,037 足助地域振興費 540,133 下山地域振興費 324,716 旭地域振興費 251,939 稲武地域振興費 558,893 過誤納還付金 421,000 戸籍住民基本台帳費 455,084
3 民生費	63,290,135	60,193,736	5.1	国民健康保険特別会計繰出金 2,381,580 介護保険事業特別会計繰出金 3,913,331 子ども医療助成費 2,069,951 心身障がい者医療助成費 861,811 精神障がい者医療助成費 477,802 福祉給付金助成費 873,939 障がい者手当給付費 759,366 障がい者介護給付費 4,230,464 障がい者訓練等給付費 1,871,351 重層的支援体制整備事業費 1,246,527 後期高齢者療養給付費負担金 3,304,646 後期高齢者医療特別会計繰出金 814,467

(単位：千円・%)

款	令和3年度	令和2年度	増減率	主な内訳
3 民生費 (つづき)				放課後児童健全育成費 1,347,163 私立こども園振興費 578,672 私立認定こども園振興費 1,009,858 教育・保育給付費 5,120,728 児童手当給付費 7,191,070 児童扶養手当給付費 1,103,323 児童発達支援費 1,448,304 生活保護扶助費 4,117,304
4 衛生費	19,620,693	21,392,170	△ 8.3	豊田地域医療センター 施設等整備費 2,483,589 豊田地域医療センター 運営費負担金 520,000 保健事業費 732,133 母子保健対策費 500,971 感染症対策費 2,357,607 予防接種費 1,515,385 水道事業補助金 600,000 ごみ収集事業費 955,811 緑のリサイクルセンター費 522,315 逢妻衛生プラント費 348,685 渡刈クリーンセンター費 2,153,885 藤岡プラント費 597,792
5 労働費	153,381	146,769	4.5	就労支援費 70,531
6 農林水産業費	2,888,368	3,018,745	△ 4.3	中山間地域等直接支払費 112,632 用水保全費 117,746 多面的機能支払費 179,067 土地改良事業費補助金 154,117 森づくり推進費 119,710 林道開設・舗装・改良費 (18事業) 284,874

(単位：千円・%)

款	令和3年度	令和2年度	増減率	主な内訳
7 商工費	4,028,597	4,061,536	△ 0.8	商業活性化対策費 204,741 工業振興推進費 180,268 デジタル化促進費 230,000 産業立地政策推進費 1,052,919 資金融資費 512,000 豊田おいでんまつり 開催負担金 231,588
8 土木費	26,726,773	31,512,345	△ 15.2	道路修繕費 1,912,402 橋りょう修繕・耐震対策費 553,729 市道新設・改良費（30事業） 1,183,588 交通安全施設整備費 165,162 歩道設置費 205,952 河川改良費（長田川ほか） 896,774 土地区画整理 公共施設管理者負担金 1,296,700 都市計画事業土地区画整理 特別会計繰出金 1,625,287 街路建設費（8事業） 1,736,948 特定道路建設費 2,818,603 特定道路改良促進費 121,237 下水道事業負担金 2,494,088 下水道事業出資金 500,000 地域広場整備費 186,159 都心環境計画推進費 732,059 バス運行推進費 934,648 市営住宅整備費 222,182

(単位：千円・%)

款	令和3年度	令和2年度	増減率	主な内訳
9 消防費	7,093,515	7,360,300	△ 3.6	常備消防活動費 713,852 非常備消防活動費 204,488 消防車両整備費 230,553 危機管理対策費 71,145 防災設備費 346,837
10 教育費	27,656,631	26,531,150	4.2	教材備品整備費（小学校・中学校・特別支援学校） 487,777 施設整備費（小学校・中学校・特別支援学校） 1,047,589 小学校校舎建設費（中山小学校） 25,000 中学校校舎建設費（若園中学校ほか） 590,900 通学バス運行費（小学校・中学校・特別支援学校） 214,128 児童生徒対象事業費（小学校・中学校・特別支援学校） 263,777 学校給食協会委託費 1,388,636 豊田特別支援学校 調理場整備費 279,457 博物館費 2,249,245 市民文化会館費 1,694,617 中央公園費 1,565,047 (仮) 松平地域体育館費 402,048 美術館展覧会開催費 126,622
合計	179,800,000	182,600,000	△ 1.5	

継 続 費

(単位:千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
3 民生費	4 児 福祉 費	市 有 建 築 物 長 寿 命 化 改 修 事 業 (こども発達センター)	344,000	令和 3	255,000
				4	89,000
4 衛生費	3 清 掃 費	清 掃 事 業 所 改 修 事 業	204,000	3	142,800
		綠のリサイクルセンター 設 備 改 修 事 業		4	61,200
		市 有 建 築 物 長 寿 命 化 改 修 事 業 (藤岡プラント)	466,300	3	317,700
				4	148,600
8 土木費	2 道 り 路 橋 費	橋りょう長寿命化修繕事業 (竜宮橋)	130,000	3	65,000
				4	65,000
	5 都 計 画 市 費	内 環 状 線 建 設 事 業 (高 橋 細 谷 線 野 見 御 立 工 区 )	360,000	3	76,000
				4	234,000
				5	50,000
10 教育費	7 社 教 育 会 費	(仮) 豊 田 市 博 物 館 建 設 事 業	8,089,100	3	2,021,300
				4	3,185,400
				5	2,882,400

債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎等総合管理業務委託事業	令和4年度から 令和6年度まで	871,200
社会参加型介護予防推進業務委託事業	令和4年度から 令和8年度まで	479,200
地域バス運行負担事業 (高岡地区)	令和4年度	44,900
どんぐり横丁備品取得事業	令和4年度	26,300
市県民税課税資料データ化業務委託事業	令和4年度	11,900
市県民税特別徴収税額通知書作成等業務委託事業	令和4年度	12,900
宅地等地価調査業務委託事業	令和4年度から 令和5年度まで	42,400
健診受診券等作成業務委託事業	令和4年度	2,700
畠部小学校 仮設放課後活動室借上	令和4年度から 令和8年度まで	5,200
放課後児童クラブ運営業務委託事業 (南東部ブロック)	令和4年度	173,200
中山こども園 仮設園舎借上	令和4年度から 令和9年度まで	51,000
こども園等警備業務委託事業 (その2)	令和4年度から 令和8年度まで	24,300
古瀬間聖苑運営管理業務委託事業	令和4年度から 令和5年度まで	184,300
小型ワイドパッカー車等取得事業	令和4年度	52,900
逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託事業	令和4年度から 令和7年度まで	954,300千円及び物価変動等の変更に伴う増減額の合計額を加算した額
砂川衛生プラント包括的運転維持管理業務委託事業	令和4年度から 令和7年度まで	875,300千円及び物価変動等の変更に伴う増減額の合計額を加算した額
基幹バス運行負担事業	令和4年度	319,900
防災ラジオ取得事業	令和4年度	10,000
稻武芝育成場管理棟借上	令和4年度から 令和7年度まで	3,300

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
豊田市土地開発公社による 公共用地の先行取得事業	令和3年度から 令和7年度まで	豊田市との協定により 豊田市土地開発公社が令和2年度以前に取得した用地及び 令和3年度に取得する用地に係る事業資金（次のとおり）、 利子及び事務費
(市道・街路)		11,144,186
(公園、緑地、広場)		240,612
(その他)		1,239,987

## 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	総務管理事業費始め17事業
限 度 額	11,000,000
起 債 の 方 法	普通貸借又は証券発行
利 率	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共 団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償 還 の 方 法	融資条件又は債権者との協定による。

## (性質別歳出)

(単位：千円・%)

区分	令和3年度	構成比	令和2年度	構成比	比較	増減率
人件費	32,962,173	18.3	32,894,463	18.0	67,710	0.2
物件費	36,310,500	20.2	34,666,967	19.0	1,643,533	4.7
維持補修費	3,409,530	1.9	3,334,057	1.8	75,473	2.3
扶助費	33,793,713	18.8	32,987,195	18.1	806,518	2.4
補助費等	22,952,330	12.8	21,015,180	11.5	1,937,150	9.2
普通建設事業費	32,271,654	17.9	38,107,903	20.9	△ 5,836,249	△ 15.3
補助事業費	7,496,969	4.2	8,950,285	4.9	△ 1,453,316	△ 16.2
単独事業費	24,774,685	13.8	29,157,618	16.0	△ 4,382,933	△ 15.0
災害復旧事業費	250,000	0.1	234,000	0.1	16,000	6.8
公債費	7,293,541	4.1	7,949,154	4.4	△ 655,613	△ 8.2
積立金	107,971	0.0	108,061	0.0	△ 90	△ 0.1
投資及び出資金	500,000	0.3	572,000	0.3	△ 72,000	△ 12.6
貸付金	512,000	0.3	531,000	0.3	△ 19,000	△ 3.6
繰出金	8,936,588	5.0	10,000,020	5.5	△ 1,063,432	△ 10.6
予備費	500,000	0.3	200,000	0.1	300,000	150.0
合計	179,800,000	100.0	182,600,000	100.0	△ 2,800,000	△ 1.5

令和3年度当初予算 特別会計  
(単位:千円)

		(歳 入)		
議案第31号 国民健康保険	款	令和3年度	令和2年度	比 較
	1 国民健康保険税	7,416,366	7,573,919	△ 157,553
	2 国庫支出金	1	3,741	△ 3,740
	3 県支出金	23,609,450	22,843,228	766,222
	4 財産収入	929	2,314	△ 1,385
	5 繰入金	3,366,401	3,331,369	35,032
	6 繰越金	20,000	20,000	0
	7 諸収入	153,425	174,048	△ 20,623
	合 計	34,566,572	33,948,619	617,953

  

		(歳 出)		
議案第31号 国民健康保険	款	令和3年度	令和2年度	比 較
	1 総務費	369,265	401,565	△ 32,300
	2 保険給付費	23,316,725	22,590,664	726,061
	3 国民健康保険事業費納付金	10,468,743	10,541,561	△ 72,818
	4 保健事業費	363,907	367,413	△ 3,506
	5 基金積立金	929	2,314	△ 1,385
	6 諸支出金	42,003	40,102	1,901
	7 予備費	5,000	5,000	0
	合 計	34,566,572	33,948,619	617,953

  

(債務負担行為)		
事 項	期 間	限度額
健診受診券等作成業務委託事業	令和4年度	800
特定保健指導業務委託事業	令和4年度	1,200

(単位：千円)

議案第32号 都市計画事業 土地区画整理 (土 橋)	(歳 入)			
	款	令和3年度	令和2年度	比 較
	1 事 業 収 入	1	1	0
	2 負 担 金	431, 400	964, 200	△ 532, 800
	3 使用料及び手数料	110	110	0
	4 繰 入 金	94, 273	696, 813	△ 602, 540
	5 繰 越 金	1	1	0
	6 諸 収 入	27, 581	172	27, 409
	合 計	553, 366	1, 661, 297	△ 1, 107, 931
	(歳 出)			
都市計画事業 土地区画整理 (寺 部)	款	令和3年度	令和2年度	比 較
	1 土橋土地区画整理費	553, 366	1, 661, 297	△ 1, 107, 931
	合 計	553, 366	1, 661, 297	△ 1, 107, 931
	(歳 入)			
	款	令和3年度	令和2年度	比 較
	1 事 業 収 入	195, 000	104, 000	91, 000
	2 使用料及び手数料	100	160	△ 60
	3 繰 入 金	94, 885	159, 086	△ 64, 201
	4 繰 越 金	1	1	0
	5 諸 収 入	52	148	△ 96
(寺 部)	0 負 担 金	-	192, 000	△ 192, 000
	合 計	290, 038	455, 395	△ 165, 357
	(歳 出)			
	款	令和3年度	令和2年度	比 較
	1 寺部土地区画整理費	290, 038	455, 395	△ 165, 357
	合 計	290, 038	455, 395	△ 165, 357

(単位：千円)

		(歳 入)			
		款	令和3年度	令和2年度	比 較
都市計画事業 土地区画整理 つづき (花 園)	1 事 業 収 入	1	1	1	0
	2 負 担 金	865, 300	1, 705, 600	△ 840, 300	
	3 使用料及び手数料	80	80	80	0
	4 繰 入 金	1, 436, 129	1, 508, 359	△ 72, 230	
	5 繰 越 金	1	1	1	0
	6 諸 収 入	134	125	9	
	合 計	2, 301, 645	3, 214, 166	△ 912, 521	
(歳 出)					
		款	令和3年度	令和2年度	比 較
議案第33号 分譲住宅 建設事業	1 花園土地区画整理費	2, 301, 645	3, 214, 166	△ 912, 521	
	合 計	2, 301, 645	3, 214, 166	△ 912, 521	
(歳 入)					
		款	令和3年度	令和2年度	比 較
議案第33号 分譲住宅 建設事業	1 事 業 収 入	1	1	1	0
	2 使用料及び手数料	31	31	31	0
	3 繰 入 金	11, 254	7, 423	3, 831	
	4 繰 越 金	1	1	1	0
	5 諸 収 入	2	2	2	0
	合 計	11, 289	7, 458	3, 831	
(歳 出)					
		款	令和3年度	令和2年度	比 較
	1 宅 地 造 成 費	11, 189	7, 358	3, 831	
	2 予 備 費	100	100	100	0
	合 計	11, 289	7, 458	3, 831	

(単位：千円)

議案第34号 卸売市場	(歳 入)			
	款	令和3年度	令和2年度	比較
	1 使用料及び手数料	98,408	100,468	△ 2,060
	2 繰 入 金	51,535	35,991	15,544
	3 繰 越 金	1	1	0
	4 諸 収 入	69,307	70,567	△ 1,260
	合 計	219,251	207,027	12,224
	(歳 出)			
	款	令和3年度	令和2年度	比較
	1 卸 売 市 場 費	218,751	206,527	12,224
	2 予 備 費	500	500	0
	合 計	219,251	207,027	12,224
議案第35号 水道水源 保全事業	(歳 入)			
	款	令和3年度	令和2年度	比較
	1 負 担 金	44,723	45,031	△ 308
	2 財 産 収 入	472	456	16
	3 寄 附 金	1	1	0
	4 繰 入 金	56,507	34,861	21,646
	5 繰 越 金	1	1	0
	6 諸 収 入	2	2	0
	合 計	101,706	80,352	21,354
	(歳 出)			
	款	令和3年度	令和2年度	比較
	1 水道水源保全費	101,706	80,352	21,354
	合 計	101,706	80,352	21,354

(単位：千円)

		(歳 入)		
		款	令和3年度	令和2年度
議案第36号	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	1 事 業 収 入	12,097	9,703 2,394
		2 繰 入 金	2,186	4,911 △ 2,725
		3 繰 越 金	1	1 0
		4 諸 収 入	2	3 △ 1
		0 市 債	-	6,161 △ 6,161
		合 計	14,286	20,779 △ 6,493
		(歳 出)		
		款	令和3年度	令和2年度
		1 貸 付 事 業 費	14,286	19,511 △ 5,225
		0 公 債 費	-	821 △ 821
		0 諸 支 出 金	-	447 △ 447
		合 計	14,286	20,779 △ 6,493

(単位：千円)

		(歳 入)		
		款	令和3年度	令和2年度
議案第37号 介護保険事業	1 保 険 料	7,091,731	6,508,250	583,481
	2 手 数 料	930	1,405	△ 475
	3 国 庫 支 出 金	4,646,744	4,834,826	△ 188,082
	4 支 払 基 金 交 付 金	6,549,373	6,651,030	△ 101,657
	5 県 支 出 金	3,483,768	3,653,300	△ 169,532
	6 財 産 収 入	1,830	2,329	△ 499
	7 寄 附 金	1	1	0
	8 繰 入 金	3,913,332	4,613,603	△ 700,271
	9 繰 越 金	1	1	0
	10 諸 収 入	6,472	6,712	△ 240
合 計		25,694,182	26,271,457	△ 577,275
		(歳 出)		
		款	令和3年度	令和2年度
	1 総 務 費	657,645	668,703	△ 11,058
	2 保 険 給 付 費	23,406,384	23,868,154	△ 461,770
	3 地 域 支 援 事 業 費	1,365,077	1,714,582	△ 349,505
	4 基 金 積 立 金	245,825	1	245,824
	5 諸 支 出 金	9,251	10,017	△ 766
	6 予 備 費	10,000	10,000	0
	合 計	25,694,182	26,271,457	△ 577,275

(単位：千円)

議案第38号 財産区（盛岡）	(歳 入)			
	款	令和3年度	令和2年度	比 較
	1 財 産 収 入	3,782	3,781	1
	2 繰 入 金	244	617	△ 373
	3 繰 越 金	1	1	0
	4 諸 収 入	3	2	1
	合 計	4,030	4,401	△ 371
	(歳 出)			
	款	令和3年度	令和2年度	比 較
	1 総 務 費	4,029	4,400	△ 371
	2 基 金 積 立 金	1	1	0
	合 計	4,030	4,401	△ 371
財産区（賀茂）	(歳 入)			
	款	令和3年度	令和2年度	比 較
	1 財 産 収 入	123	126	△ 3
	2 繰 入 金	6,455	6,965	△ 510
	3 繰 越 金	1	1	0
	4 諸 収 入	2	2	0
	合 計	6,581	7,094	△ 513
	(歳 出)			
	款	令和3年度	令和2年度	比 較
	1 総 務 費	6,580	7,093	△ 513
	2 基 金 積 立 金	1	1	0
	合 計	6,581	7,094	△ 513

(単位：千円)

		(歳 入)		
		款	令和3年度	令和2年度
議案第39号	後期高齢者医療	1 後期高齢者医療保険料	5,140,327	4,925,273
		2 繰 入 金	814,467	754,753
		3 繰 越 金	1,000	1,000
		4 諸 収 入	9,947	10,967
		合 計	5,965,741	5,691,993
				273,748
		(歳 出)		
		款	令和3年度	令和2年度
		1 総 務 費	129,558	122,275
		2 広 域 連 合 納 付 金	5,826,512	5,559,231
		3 諸 支 出 金	9,671	10,487
		合 計	5,965,741	5,691,993
				273,748

(単位：千円)

		(歳 入)			
		款	令和3年度	令和2年度	比 較
議案第40号 産業用地 造成事業 (花 本)	1 事 業 収 入	1	1	1	0
	2 繰 入 金	26,962	360,440	△ 333,478	
	3 繰 越 金	1	1	1	0
	4 諸 収 入	39	24	15	
	合 計	27,003	360,466	△ 333,463	
		(歳 出)			
		款	令和3年度	令和2年度	比 較
	1 産 業 用 地 造 成 費	27,002	350,465	△ 323,463	
	2 諸 支 出 金	1	1	1	0
	0 予 備 費	-	10,000	△ 10,000	
	合 計	27,003	360,466	△ 333,463	
産業用地 造成事業 (豊田東 インター チエンジ 周辺)	(歳 入)				
	款	令和3年度	令和2年度	比 較	
	1 繰 入 金	109,986	-	皆 増	
	合 計	109,986	-	皆 増	
	(歳 出)				
	款	令和3年度	令和2年度	比 較	
	1 産 業 用 地 造 成 費	109,986	-	皆 増	
	合 計	109,986	-	皆 増	



令和 3 年度

豊田市水道事業会計当初予算資料

令和3年度 水道事業会計 当初予算総括表（議案第41号）

1 基本業務量

(単位：人・戸・m<sup>3</sup>・%)

項目	本年度	前年度	増減量	増減率	備考
給水人口	422,100	426,300	△ 4,200	△ 1.0	
給水戸数	178,600	178,000	600	0.3	
年間総配水量	50,512,000	50,302,500	209,500	0.4	
一日平均配水量	138,389	137,815	574	0.4	
年間有収水量	44,694,000	45,201,000	△ 507,000	△ 1.1	

2 収益の収入及び支出

○水道事業収益

(単位：千円・%)

科目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主な内訳
當業 収益	給水収益	9,171,146	9,291,932	△ 120,786	△ 1.3
	その他當業収益	14,865	20,073	△ 5,208	△ 25.9
當業 外 収益	受取利息	214	1,014	△ 800	△ 78.9
	他会計負担金	43,671	47,546	△ 3,875	△ 8.2
外 収益	他会計補助金	600,000	600,000	0	0.0
	長期前受金戻入	1,352,895	1,374,236	△ 21,341	△ 1.6
雜収益	雜収益	175,380	168,028	7,352	4.4
	特別利益	38	135	△ 97	△ 71.9
合計	11,358,209	11,502,964	△ 144,755	△ 1.3	

○水道事業費用

(単位：千円・%)

科目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主な内訳
當業 費	原水及び浄水費	3,617,281	3,648,463	△ 31,182	△ 0.9
	配水及び給水費	1,402,903	1,516,992	△ 114,089	△ 7.5
費用	業務費	367,769	374,450	△ 6,681	△ 1.8
	総係費	198,041	199,197	△ 1,156	△ 0.6
當業 外 費用	減価償却費	4,667,203	4,767,758	△ 100,555	△ 2.1
	資産減耗費	413,558	265,120	148,438	56.0
支払利息	支払利息	232,666	274,903	△ 42,237	△ 15.4
	雜支出	1,297	3,124	△ 1,827	△ 58.5
消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税	94,436	94,436	0	0.0
	特別損失	10,448	9,575	873	9.1
合計	11,005,602	11,154,018	△ 148,416	△ 1.3	
收支	352,607	348,946	3,661	1.0	

### 3 資本的収入及び支出

#### ○資本の収入

(単位：千円・%)

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳	
収 入	企業債	800,000	800,000	0	0.0	水道整備事業債 800,000
	工事分担金	2,630,036	1,230,348	1,399,688	113.8	消火栓設置工事分担金 28,399 下水道関連支障移転工事分担金 447,190 区画整理事業等分担金 1,845,101 土木工事支障移転工事分担金 309,160
	国庫補助金	0	78,755	△ 78,755	皆減	
	県補助金	102,888	75,900	26,988	35.6	緊急時給水拠点確保等事業(管路) 40,000 緊急時給水拠点確保等事業(施設) 27,208 水道管路耐震化等推進事業 35,680
	固定資産 売却収入	212	666	△ 454	△ 68.2	水道メーター 62 車両 150
	給水負担金	235,344	226,457	8,887	3.9	新規給水負担金 233,745 メーター負担金 1,599
	他会計負担金	190,494	178,475	12,019	6.7	一般会計負担金(償還元金) 190,494
	合 計	3,958,974	2,590,601	1,368,373	52.8	

#### ○資本の支出

(単位：千円・%)

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳	
建 設 改 良 費	水道拡張費	1,994,251	601,534	1,392,717	231.5	人件費(一般職9人) 80,465 豊田・岡崎地区研究開発施設送水事業 1,906,899
	水道整備費	7,154,061	6,599,683	554,378	8.4	人件費(一般職29人) 260,777 配水施設等整備費 2,087,143 老朽化対策 1,695,750 水道管整備費 3,634,527 新設 145,455 老朽化対策 1,283,452 下水道事業支障移転 657,900 区画整理等開発関連 164,214 給水申込関連事業 225,500 土木工事支障移転 1,153,995 災害対策事業費 1,042,714 配水区域再編事業費 85,000 企画・計画事業 25,586
	固定資産 購入費	176,780	161,250	15,530	9.6	水道メーター 104,441 水質検査機器等 50,587
	償還金	1,442,925	1,490,663	△ 47,738	△ 3.2	企業債償還元金 1,442,925
	合 計	10,768,017	8,853,130	1,914,887	21.6	
	取 支	△ 6,809,043	△ 6,262,529	△ 546,514	△ 8.7	

\* 収支不足額6,809,043千円は、損益勘定留保資金等により補填。



令和3年度

豊田市下水道事業会計当初予算資料

## 令和3年度 下水道事業会計 当初予算総括表（議案第42号）

## 1 基本業務量

(単位：戸・m<sup>3</sup>・%)

項目	本年度	前年度	増減量	増減率	備考
下水道接続戸数	136,400	132,700	3,700	2.8	
年間総処理水量	35,200,000	34,872,000	328,000	0.9	
一日平均処理水量	96,438	95,540	898	0.9	

## 2 収益的収入及び支出

## ○下水道事業収益

(単位：千円・%)

科目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主な内訳
営業収益	下水道収益	4,227,721	4,199,087	28,634	0.7 下水道使用料 4,227,721
	他会計負担金	594,612	571,516	23,096	4.0 雨水処理一般会計負担金 594,612
	その他営業収益	50	50	0	0.0 排水設備指定工事店新規登録手数料 50
営業外収益	受取利息	27	78	△ 51	△ 65.4 預金利息 27
	他会計負担金	1,899,476	2,099,461	△ 199,985	△ 9.5 汚水処理等一般会計負担金 1,899,476
	他会計補助金	142,963	158,994	△ 16,031	△ 10.1 汚水処理等一般会計補助金 142,963
	国庫補助金	71,795	53,815	17,980	33.4 防災・安全社会資本整備交付金 39,645 浸水対策下水道事業費補助金 32,150
	長期前受金戻入	1,819,485	1,831,208	△ 11,723	△ 0.6
	雑収益	2,838	2,396	442	18.4 目的外使用料 2,280
	特別利益	8	8	0	0.0 過年度損益修正益 8
	合計	8,758,975	8,916,613	△ 157,638	△ 1.8

## ○下水道事業費用

(単位：千円・%)

科目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主な内訳
営業費用	汚水管渠費	442,766	335,639	107,127	31.9 人件費(一般職5人) 44,249 汚水管渠管理費 364,818 下水道管理システム費 29,366 水質管理費 3,078
	汚水ポンプ場費	70,958	73,875	△ 2,917	△ 3.9 汚水ポンプ場管理費 70,958
	汚水処理場費	235,800	253,394	△ 17,594	△ 6.9 人件費(一般職3人) 29,647 汚水処理場管理費 205,285
	流域下水道維持管理負担金	1,314,731	1,304,048	10,683	0.8 矢作川流域 891,050 境川流域 423,681
費	雨水施設費	130,555	108,292	22,263	20.6 人件費(一般職4人、非常勤一般職1人) 32,959 雨水ポンプ場管理費 67,113 雨水管渠管理費 27,815 雨水貯留浸透施設補助金 1,210
	業務費	197,286	200,241	△ 2,955	△ 1.5 人件費(一般職5人、非常勤一般職3人) 51,510 使用料徴収費 139,369 汚水ポンプ施設設置費等補助金 3,973
	総係費	101,036	103,827	△ 2,791	△ 2.7 人件費(一般職9人) 88,205 貸倒引当金繰入額 639 普及宣伝費 909 電子計算機器費 4,912
	減価償却費	4,999,033	4,972,753	26,280	0.5 固定資産減価償却費 4,999,033
営業外費用	資産減耗費	158,644	171,020	△ 12,376	△ 7.2 固定資産除却費 158,644
	支払利息	634,533	717,065	△ 82,532	△ 11.5 企業債償還利息 634,533
	雑支出	650	539	111	20.6
	消費税及び地方消費税	22,963	22,963	0	0.0
	特別損失	4,154	4,514	△ 360	△ 8.0 過年度損益修正損 4,154
	合計	8,313,109	8,268,170	44,939	0.5
	收支	445,866	648,443	△ 202,577	△ 31.2

### 3 資本的収入及び支出

#### ○資本的収入

(単位：千円・%)

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳	
収 入	企業債	1, 630, 500	1, 447, 800	182, 700	12. 6	公共下水道事業債 流域下水道事業債
	出資金	500, 000	542, 000	△ 42, 000	△ 7. 7	一般会計出資金
	国庫補助金	935, 000	983, 852	△ 48, 852	△ 5. 0	社会資本整備総合交付金 防災・安全社会資本整備交付金 浸水対策下水道事業費補助金
	県補助金	300	8, 000	△ 7, 700	△ 96. 3	市町村下水道事業費補助金
	受益者負担金	114, 423	124, 116	△ 9, 693	△ 7. 8	受益者負担金
	工事負担金	136, 031	70, 480	65, 551	93. 0	汚水管移設公共補償金
	合 計	3, 316, 254	3, 176, 248	140, 006	4. 4	

#### ○資本的支出

(単位：千円・%)

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳		
建 設 改 良 費	管渠整備費	4, 749, 888	4, 453, 623	296, 265	6. 7	人件費(一般職28人・非常勤一般職2人) 汚水管渠建設事業 汚水管渠更新事業 老朽化対策 耐震対策 汚水管渠支障移転事業 汚水管渠布設事業 取付管・公共ます設置工事 受益者負担金賦課徴収事務費 雨水管渠整備事業 雨水管渠更新事業 老朽化対策 耐震対策 企画・計画事業	237, 673 3, 120, 155 351, 334 264, 109 87, 225 311, 130 44, 640 222, 237 14, 771 2, 631 405, 870 68, 030 337, 840 30, 446
	ポンプ場整備費	39, 350	13, 584	25, 766	189. 7	污水ポンプ場更新事業 老朽化対策 耐震対策	39, 350 8, 000 31, 350
	処理場整備費	3, 000	32, 209	△ 29, 209	△ 90. 7	污水処理場更新事業 老朽化対策	3, 000 3, 000
	流域下水道 建設負担金	119, 530	110, 273	9, 257	8. 4	矢作川流域 境川流域	88, 834 30, 696
	固定資産購入費	3, 678	0	3, 678	皆増	水中ポンプほか	3, 678
	償還金	2, 882, 607	2, 881, 284	1, 323	0. 0	企業債償還元金	2, 882, 607
	合 計	7, 798, 053	7, 490, 973	307, 080	4. 1		
	収 支	△ 4, 481, 799	△ 4, 314, 725	△ 167, 074	△ 3. 9		

\* 収支不足額4, 481, 799千円は、損益勘定留保資金等により補填。

## 資料 1 の 2

令和 3 年 3 月 市議会定例会

提 出 議 案 の 要 旨

### 目 次

議決案件 .....	1
------------	---

※ この資料は、議会開会当日、議場  
へ持参してください。

資料作成 令和 3 年 2 月 18 日



## 議決

### 議案第51号 豊田市職員定数条例の一部を改正する条例

#### 【要旨】

行政需要の変化に的確に対応し、適切な行政運営を実現するため、職員の定数を変更する。

#### 職員の定数の変更

職員区分	現行	令和3年4月1日以後
市長の事務部局の職員	2, 465人	2, 485人

【担当課：人事課】

議案第52号 豊田市職員特殊勤務手当条例及び豊田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

【要旨】

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正等に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を改正する。

1 豊田市職員特殊勤務手当条例の一部改正

新型コロナウイルス感染症の定義の改正

現 行	改 正 後
新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第1条に規定するもの	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症

2 豊田市国民健康保険条例の一部改正

新型コロナウイルス感染症の定義の改正

現 行	改 正 後
新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症

【担当課：人事課、国保年金課】

# 資料 1 の 3

令和 3 年 3 月 市議会定例会

## 提 出 議 案 の 要 旨

### 目 次

1 報告案件 .....	1
2 議決案件 .....	3
3 同意案件 .....	4

※ この資料は、議会開会当日、議場  
へ持参してください。

資料作成 令和 3 年 3 月 17 日



# 1 報告

## 報告第2号 専決処分の報告について

### 【処分内容等】

#### 工事請負契約の変更について

##### (1) 花本産業団地拡張事業造成工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 1, 636, 831, 000	令和2年9月市議会定例会 議案第117号
変更後金額 (今回)	B 1, 622, 025, 000	令和3年2月25日 豊專第7号
増減額	B-A △ 14, 806, 000	
主な 変更内容	1 残土処分の取りやめ (1) 処分残土 4, 400 m <sup>3</sup> → 0 m <sup>3</sup> (2) 土質試験の結果、掘削土を本工事及び他工事へ流用 することが可能であることが判明し、残土の処分が不 要となつたため  2 交通誘導員の配置数の減少 (1) 延べ2, 089人 → 延べ1, 945人 (2) 公安委員会との協議の結果、交通誘導員の配置を見 直し、削減することとしたため	
備考	1 相手方 ヤハギ・藤本建設共同企業体 代表者 豊田市小坂本町一丁目5番地10 ヤハギ道路株式会社 取締役社長 櫻井 正典  2 担当課 産業部産業労働課  3 完成日 令和3年2月26日	

(2) 東梅坪橋橋りょう耐震補強工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 246,180,000	令和元年9月市議会定例会 議案第115号
変更後金額 (今回)	B 245,660,800	令和3年3月3日 豊專第8号
増減額	B-A △ 519,200	
主な 変更内容	低空頭用鋼矢板の設置数の減少 (1) 110枚 → 84枚 (2) 河川管理者との協議の結果、既設橋の直下に堆積した土を除却することにより重機が当該既設橋の下を通過できることとなり、一般的な鋼矢板の設置が可能となつたため	
備考	1 相手方 豊田市東梅坪町十丁目3番地3 太啓建設株式会社 代表取締役 大矢 伸明 2 担当課 建設部道路予防保全課 3 完成予定日 令和3年3月19日	

## 2 議決

### 議案第53号 令和2年度豊田市一般会計補正予算

#### 【要旨】

繰越明許費の補正

繰越明許費を次の表のとおり追加する。

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	消防隊員用感染防止衣 取得事業	千円 15,200

【担当課：財政課】

### 議案第54号 財産の取得について（中学校教師用教科書及び指導書）

#### 【要旨】

中学校学習指導要領の全部改訂に伴い、中学校用の教科書が全面的に改訂されるため、教師用教科書及び指導書を購入する。

#### 1 取得する財産

- (1) 種別 中学校教師用教科書及び指導書  
(2) 数量 教師用教科書 1,903冊  
            指導書 1,801冊

2 取得価格 46,989,350円

3 相手方 豊田市喜多町三丁目110番地  
            有限会社原田屋  
            代表取締役 原田 祥史 ほか8名

4 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約

#### 【備考】

供給予定期限  
令和3年4月7日

【担当課：学校教育課】

### 3 同意

#### 同意第1号 教育委員会教育長の選任について

##### 【要旨】

教育委員会教育長として次の者を選任する。

##### 選任する者

山 本 浩 司 (再任)

##### 【備考】

山本浩司教育長が令和3年3月31日付けで任期満了となるため

【担当課：教育政策課】